午前１０時３０分開会

○岩佐委員長　おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。商工観光課長が親の通院介助のため、安全生活課長が私用のため、和泉橋出張所長が午後１時から子の監護のため欠席です。

本日は議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第１７条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が１０件、地域振興部の報告事項が４件、政策経営部の報告事項が１件です。日程の順で進めますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　ありがとうございます。

それでは、日程１、議案審査に入ります。

議案第６号、千代田区公告式条例の一部を改正する条例、議案第８号、千代田区行政手続条例の一部を改正する条例及び議案第１０号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

この３件の議案は関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑、討論も一括して行い、採決は１件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○佐藤総務課長　それでは、政策経営部資料に基づきまして、３議案の概要をまずご説明申し上げます。

政策経営部資料１－１、公示のデジタル化に向けた条例改正についてをご覧ください。

項番の２、対象条例の（１）から（３）が議案第６号、第８号、第１０号に対応しており、これらはいずれも項番１のとおり、現在、区役所前に設置している門前掲示場に書面を掲示することにより行っている公示送達をインターネットを利用して行うことができるよう、規定整備を行うものでございます。

続きまして、議案ごとにご説明してまいります。

まず、議案第６号、千代田区公告式条例の一部を改正する条例に関しまして、政策経営部資料１－２をご覧ください。

項番の１、改正理由でございます。本条例は、区が制定する条例及び規則の公布に関し、必要な事項を定めるもので、項番の２、改正概要のとおり、区のホームページを活用した公布ができるよう、規定整備を行うものです。

新旧対照表を別紙として添付しております。

施行期日は項番４のとおり、令和８年４月１日でございます。

続きまして、議案第８号、千代田区行政手続条例の一部を改正する条例について、政策経営部資料２－１をご覧ください。

項番1、改正理由でございます。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正されました。これにより、公示送達がデジタル化されることに伴い、区条例について、同様の改

正をする必要がございます。
　項番の２、改正概要ですが、聴聞の通知等の公示送達について、規則で定める方法、これがインターネットによる方法でございますが、これを可能にするものでございます。
　新旧対照表を別紙として添付しております。
　施行期日は項番４のとおり、令和８年５月２１日、一部改正法に規定の施行日でございます。
○齊藤税務課長　税務課長です。地域振興部資料１に沿ってご説明いたします。千代田区特別区税条例の一部を改正する条例についてです。
　１番、条例改正の事由です。地方税法の改正に伴い、千代田区特別区税条例の一部を改正することになります。
　２番になります。条例改正の概要でございます。条例改正の内容ですけれども、公示事項を区のホームページの公表、併せて公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、または公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うものといたします。
　参考として、下のほうに図でお示しさせていただいております。
　３番、新旧対照表、別紙のとおりになります。
　４番、施行日ですけれども、令和８年６月末までの政令で定める日から施行させていただきたいと思います。
　説明は以上でございます。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
　説明を頂きました。これより質疑に入ります。
○米田委員　インターネットによる公布を可能にするということと思います。これによって、改修費とか、こういったのはかかるのか。また、ホームページ上で掲載するだけなので、そんなに費用はかからないのか。この点についてお聞かせいただけますか。
○佐藤総務課長　この件につきましては、区のホームページにコーナーを設けて掲載するものですので、特段の経費は要しません。
○米田委員　はい、分かりました。
　あと、公示送達ということになると、ホームページ上で掲載する。こういった中には、さっき税務課長もおっしゃっていましたけど、個人情報とかが含まれてくると思います。この個人情報保護に関して、守るべきものはしっかり守らないといけないと思うんですけど、この辺の注意点とか、この点に関しては、お聞かせいただけますか。
○齊藤税務課長　税法の規定によりまして、公表するものについては、今後、厳しく規定されております。主に３点でございますけれども、今回、掲載は氏名のみとすることになっております。また、公表におきましては、期間は７日間ということで定められております。また、こちらのほうにいわゆる公表する書類は、こちらのほうにあるということをお示しすることと、最後に、こちらのほう、どの書類を公表するかということについて定めるということで、税法の中で規定されておりますので、お願いします。
　はい、以上になります。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○米田委員　はい。

〇岩佐委員長　ほかに何かご質疑ございますか。
〇はやお副委員長　大した話じゃないんですけど、この辺のところについては、ホームページのセキュリティということにもなると思うんですが、サイバー攻撃とかされた場合とか、また、場合によっては災害時での問題が起きたときに、まあ、確かにそんなに緊急性はないにしても、この辺のところの非常にイレギュラーな場合というのは、どういうふうに検討されているのかお答えいただきたい。
〇佐藤総務課長　まだ具体の検討はこれからになりますけれども、念頭に置くべきポイントとしては、インターネットをご利用いただけない方の措置、あとは、委員が今ご指摘されたように、通信障害でご覧いただけないような場合、あとプライバシーの確保への配慮ということでございます。
　プライバシーの確保に配慮した公表の仕方については、今後、国からやり方について情報提供があると聞いておりますので、それを確認しながら、区としてどのような方法が適切か判断してまいりたいと思います。
　インターネット環境でご覧いただけない場合には、区の窓口に、何かしら、当面は門前掲示場を併用する形になろうかと思いますが、デジタル化が完全に移行した場合には、区の窓口でご覧いただけるような措置を考えております。
〇はやお副委員長　今言ったように、まあ、併用する。そういう時期ってあるんですよね。でも、まあ、今後、デジタルデバイドというか、先ほどのいろいろ出てきたように、情報格差というものがあるんですが、今、今後はホームページに完全シフトする可能性があるというような答弁だったんですけど、この辺というのは、どういうふうに例えばカバーしていくのか。実際のところ、掲示をですね、アナログ的なね、掲示をしないということであったときに、どういうふうに考えているのか、その辺。まあ、移行期だから、なかなかあれですけど、その辺、どのように検討されているのかをお答えいただきたい。
〇佐藤総務課長　デジタルデバイド対策も、このデジタル化の推進の中で、念頭に置くべきポイントとして国からも示されております。今は門前掲示場で見ていただくようになっていまして、お声がけいただければ、詳細を開いて見ていただくようになりますが、今後、区のどこの所管かということはまだ決まっておりませんけれども、お声がけいただければ、何かしらのデジタル表示、ホームページに掲載しているものと同じデータを例えばタブレットで見ていただくとか、何かしらのパソコンで見ていただくとか、そういった方法を今考えております。
〇はやお副委員長　はい。いいです。
〇岩佐委員長　よろしいですか。
〇はやお副委員長　はい。いいです。
〇岩佐委員長　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。大丈夫ですかね。はい。
　それでは、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　省略で。はい。
　それでは、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

初めに、議案第６号、千代田区公告式条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長　ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第６号は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第８号、千代田区行政手続条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長　賛成が全員です。よって、議案第８号は可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第１０号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第１０号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第６号、第８号及び第１０号の審査を終わります。

次に、議案第７号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関から説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長　それでは、議案第７号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、選挙管理委員会資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

初めに、１の改正理由でございますが、令和７年６月４日に施行されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令におきまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に関わる限度額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙におけるビラ作成及びポスター作成の公費負担額を引き上げるものでございます。

２の改正内容でございますが、一つ目がビラ作成の公費負担でございます。１枚当たりの作成が、7円７３銭から８円３８銭に引き上げられるものでございます。次に、ポスター作成の公費負担でございます。１枚当たりの作成単価が、５４１円３１銭から５８６円８８銭に引き上げられるものでございます。なお、選挙運動用自動車につきましては、公費負担の限度額の変更はございません。

３の施行日でございますが、公布の日からでございます。

また、条例の新旧対照表を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

説明を頂きました。これより質疑に入ります。委員の方から何か質疑ございますか。

○米田委員　これ、下りてきたということかと思います。ポスターとビラは、単価が上がっているということです。今、局長からもございましたけど、実は燃料費も上がっていま

すし、レンタカー代も上がっていますし、運転手の人件費も上がっているというのが現状かと思います。上げろという意味で言っていないですけど、この辺の考えとかは、国のほうであったりするのか、お聞かせください。
〇河合選挙管理委員会事務局長　国のほうから、今回の改正につきましては、最近における物価の変動を踏まえて今回改正しているということですので、国の捉え方としては、まだ、公費負担の限度額を上げると、自動車に関してはですね、上げるというところにはなっていないと判断したものと考えられます。
〇米田委員　はい。
〇岩佐委員長　うん。（発言する者あり）上げてほしいよね。はい。（発言する者あり）
　いいんですか。はやお副委員長、よろしいですか。（発言する者あり）はい。ありがとうございます。
　それでは、質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしますか。
〔「省略」と呼ぶ者あり〕
〇岩佐委員長　省略で。はい。ありがとうございます。討論を省略いたします。
　これより採決に入ります。
　ただいまの出席者は全員です。
　議案第７号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
〇岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第７号は可決すべきものと決定いたしました。
　以上で、議案第７号の審査を終わります。
　次に、議案第９号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。
　執行機関から説明を求めます。
〇中根人事課長　それでは、政策経営部資料３をご覧ください。
　議案第９号でございます。職員の給与に関する条例の一部改正の案件でございます。資料３の３ページの資料を使いまして、主にご説明させていただきたいと思います。
　今回は、昨年行われた職員の給与の勧告、給与勧告と行政系と技能系の人事給与制度の見直しを踏まえまして、現在の社会情勢に合わせるための給与の改正を行うものでございまして、第４回の定例会におきましては、同じように人事委員会の給与勧告を受けた中の令和７年４月に遡って、適用が必要になるもの、例えば給与表の改定ですとか、期末勤勉手当の月数ですとかというものにつきまして、第４回定例会でご議決を頂いております。今回は、令和８年４月から適用になる事項について、改正をお願いするものでございます。
　具体的な中身といたしましては、１番のところにありますとおり、改正内容は大きく四つに分かれます。給料表の改定、そして宿日直手当の上限額引き上げ、管理職員特別勤務手当の見直し、そして、２ページ目に行きまして、差額支給の終了という、大きく４点に分かれます。
　そして、最初の給料表の改定につきましては、行政職の給料表（１）、行政職の給料表（２）、そして医療職の改定という、それぞれの内容がございまして、特に大きな内容といたしましては、行政職の給料表の５級、いわゆる課長級の職員と６級、部長級の職員の

ところの給料表が大きく変わっている内容となっております。

５級、課長級の職員につきましては、昇任した号給の小さい数につきまして、大幅にカットするとともに給料号給を引き上げるという内容です。

これは別表第１をご覧いただければお分かりいただけるとおり、号給が少なくなっておりまして、もう上がったときの、係長からの上がり幅が大変大きくなります。その後出てきます、変わってきます。ですので、この給料表で、管理職の職員になろうという職員の醸成を図るという人事委員会勧告に基づいた内容になっております。

部長級の６級のほうにつきましても、初号給料月額を引き上げて、今度は、もう給料表の号給の数を少なくいたします。そして、給料表の刻みが大きくなる代わりに、昇給については、勤務成績が特に良好な場合のみ行うという形に、より職責と実績を鑑みた給料表になるという制度改正でございます。

その他、（２）番の宿日直手当のところにつきましては、今回の給料表が変わるのに伴って、その上限額を引き上げないと、実際に支給額よりも足りなくなってしまうおそれがあるので、引き上げるもの。

そして（３）番の管理職特別勤務手当は、国等の取扱いに倣いまして、今までは深夜の０時だったものを午後１０時からという形に、国や東京都に倣って引き上げるもの、引き下げるのかな、引き上げるものになります。

最後の（４）番が、これまで平成３０年に、より職責に応じた給与体系にするということで、主任を係長職への昇任を前提とするとか、前提とする職に見直したというときに、現給保障をするような形で、差額を支給する取扱いを行っておりましたが、それについては、今年度をもって終了するという内容になります。

それぞれが、括弧の中にありますとおり、第６条ですとか、第１８条ですとかというところの中で規定しておりますので、それぞれ新旧対照表をご覧いただければと思います。

ちょっと説明が長くなりましたが、以上でございます。

〇岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

説明を頂きました。これより質疑に入ります。

〇米田委員　今回の改正では、主に管理職の方かなと思います。今、課長がおっしゃったように、昇任意欲、こういったものを、こう、より出しやすいようにしないといけないという取組かなと思っております。まあ、この改善について、具体的にどのような効果、見込んでいるか。これを改正することによって、実際の効果をどのように見込んでいるか、お聞かせいただけますか。

〇中根人事課長　今回のこの改定で、課長級に昇任した場合、これまでよりも、おおむね年収ベースで１００万円ぐらい増える見込みになっております。ですので、これまで、やはり職責の重さから、管理職にというところに、管理職の職責の重さと給料が見合っていないと感じる職員もいたために、そこになかなかという、踏み出せないという職員もいた、いたというふうに、アンケート等からは把握しております。ですので、その辺りは、大きく改善する内容となっております。

具体的に、効果はもちろんこれからですので、どのぐらい管理職になろうという方が増えるかというところは、まだはかりかねる、具体の数字は出ておりませんけれども、今回のこの内容は大きく報酬面での違いが出ますので、その辺りは大きく伸びてくれるのでは

ないかと期待しております。
○米田委員　私も、伸びていただけるように協力したいなと思います。とはいえ、しっかり上げていただくのは、もう大いに結構だと思いますけど、民間と比べてどうなのか。この点に比べての調査とかもあるんですか。
○中根人事課長　その辺りは、給与勧告に基づいていますので、民間の課長級の職員等との比較になっておりますので、民間との均衡を失しないような改定内容になっておると考えております。
○米田委員　いい。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかにご質疑。大丈夫ですか。
　はやお副委員長。
○はやお副委員長　これは結構重要なところだと思う。人事課長がおっしゃるように、給与の面ということでね、サポートしていく。それで、あと、民間との格差が出てきたから、そこを直したということなんですけれども、昇級・昇任意欲という点で、お金のところでカバーしていこうと。でも、まあ、その意欲のところについて、いや、平たく言うとね、どこに一番大きなファクターがあるのかって分析はされているのかどうか、お答えいただきたい。
○中根人事課長　先ほど申し上げた給与の面以外にも、もちろん昇任意欲の部分、昇任へのちゅうちょする理由、点については、職員アンケート等を踏まえておりまして、やはり管理職になったときに、いわゆるワークライフバランスが保てなくなるんじゃないかとか、あるいは、もう既に親の介護ですとか子育てとかというところで、ちょっと今は考えていないとかという辺りが、管理職員に二の足を踏む理由として挙げられております。
○はやお副委員長　まあ、結局は、一部ではなかなか言いづらい話もあるでしょう。というのは何かといったら、一番、管理職のほうとして、二元代表制の中からしたときに、議会対応というのがあると思うんですね。だから、そこのところについてね、そこにきちっとしてメスを入れていかないと、やっぱり何なのかって、昇任意欲、昇級意欲がないといったところで、やっぱり我々議会側のほうとしても変えるべきものは変える。って、俺のせいだって（発言する者あり）それは冗談だ。そういうようにね。でも、かといいながら、法律上、二元代表制で、我々からすると、執行が、そしてまた区長のやっぱり人事権だとか、予算編成権というと、もう多大なる権力がそこに集中しているわけですよ。そこで何かというと、結局は、もう議院内閣制とは違って、もう、これはもう釈迦に説法ですけども、やっぱり大統領に近いような形なわけですね。そこで我々の狭い中でのチェックをしていくとなると、どうしても言論の府の中で厳しい話にもなっていくだろうと。だから、そこをどういうふうに折り合いしていくのか、やっていかなくちゃいけないのかというところにメスを入れていかない限り、昇任意欲とか昇級意欲というのは、お金だけでは表せないものもあるだろうと思うんですけど、その辺、やっぱり人事としてどういうふうに考えているのか、それでもなければ、やっぱり政経経営部長としてどういうふうに考えているのかお答えいただきたい。
○中根人事課長　すみません。ちょっとワークライフバランスでと、ぼやっと言ったんですけれども、具体的にはやっぱり議会答弁の不安というのもあります。例えば、場合によ

っては比較的遅い時間帯まで議会の審議であるとかという部分について、やっぱりそれについて不安という部分もありますし、まあ、そもそも答弁に対する不安というところも、昇任での不安というところはあります。その辺りが、はやお副委員長のおっしゃるところかなというふうに思います。その辺りにつきましては、やはりこれまでもやってきているところではありますけれども、やっぱり昇任する前に、そのような不安に対して、どのような心構えが必要ですとか、あるいは、それについて、実際に、じゃあ、どのようにその不安を解消するんだというのの具体的な研修ですとかという取組については、この報酬の改定という昇任意欲の醸成と一緒に、その辺りの不安を解消する取組というのも、今後は必ず必要になってくるというふうに思っております。
○はやお副委員長　まあ、都のほうから出向された職員の方がいらっしゃったときに、驚いていました。何かといったら、委員会の質問でも、普通、答弁調整というわけではないですけれども、そういうヒアリングを非常に丁寧に都はやっているんですよと。それだけれども、千代田区の場合はいきなり生の戦いになると。そこの――戦いと言っちゃいけない、生の討論になると。そういったときにね、それは不安ですよ。何を質問されるか分かんない。でも、聞き取りにも来ない。それでどういうふうにやっていくのかといったら、ここはやっぱり議会のほうと、そしてまた行政のほうと、その辺のところも解消できるように、いや、全部が全部ね、出来上がるものという必要はないだろうとは思うけれども、でも、ある程度、委員会のほうの効率性を考えたときに、その辺のところの調整をどうやって整理していくのかというのが、僕は一つの課題だと思う。驚いていますと。そして、逆に言ったら、そのときに言われたのは、部課長の方々の答弁能力というか、あれについてはね、すごいと思いますと、こういうふうに言って帰ったわけだよ。いきなり言われて、いきなり答えているんですからね。その辺、どういうふうに考えているのかお答えください。
○中根人事課長　事前の調整という部分につきましては、これまでも議会の取組として、予算とか決算の特別委員会の総括質疑などにおいては、事前にそういう質問事項というのをご提供いただいて、その他については一定程度改善されているので、そういう準備の、するというのも、部長、課長においてはできているのではないかというふうに思います。ただ、それ以外の、確かに全般的な部分については、おっしゃるとおり、その場での質問内容について答えるということになっておりますので、その辺り、ちょっと私の独断でこうできるという、決められる話でもないとは思いますので、その辺りは、どのようにするのか、ちょっと答えを持ち合わせておりませんけれども、何かできる取組があれば、私からも、そのような取組についてご提案できるような場があれば、していきたいというふうに思います。
○岩佐委員長　これ、部長を指名する流れ。
　はやお副委員長。
○はやお副委員長　まあ、最後、部長に言っていただきたいんですけども、まあ、これについては、総合的に考えなくちゃいけないということの投げかけ、議案審査の中で。でも、一応、一つの方法として、やっぱり金額面のところについては、やっていこうというのは十分理解しました。だけど、これは総合的にやんなくちゃいけないねということでの投げかけですので、そこのところについては、まあ、全体の責任者である、まあ、扇の要と言

われている政策経営部長のほうからお答えいただく、議事整理権は僕にないから、そこのところを答えていただければ、答えていただきたい。
○村木政策経営部長　はい、委員長。政策……
○岩佐委員長　でも、まだ……
○村木政策経営部長　あ、先に、あの……
○はやお副委員長　あ、そうか、そうか、そうか、そうか。ごめんね。ごめん。そうだ、そうだ、そっちだ。
○岩佐委員長　行政管理担当部長。
○御郷行政管理担当部長　るる、都のほうの議会対応を含めてご指摘がありましたけども、（発言する者あり）私からの意見ではないということは、（発言する者あり）ちょっと、ちょっと申し添えさせていただきます。
　議会対応につきましては、やはり広域自治体、東京都と基礎自治体の千代田区のやり方とは、ちょっとギャップがあるというのは事実でございます。ただ、こうなきゃいけない、こういう姿じゃなきゃいけないというものではございませんので、都のやり方が一つのやり方であり、千代田区のこれまでの歴史と、これまでの諸先輩たちのやり方、それから議会の議員の先生方との対応も含めても、それも形的にはありかなと思っています。
　先ほど来、ちょっといろいろと昇給とか、お金の面での昇任意欲を高めるという話もございましたけども、管理職になるというのは、お金だけではなく、当然ながら責任と、それからマネジメントということでも生じてくることでございますので、そういった責任とマネジメントの部分を含めてですね、また新たに議会対応というのも含めて、区として、しっかりと研修なども充実させていく必要があるかなと思っています。
　また、その研修もさることながら、今、議会との対応というのは、個人の管理職の資質、手腕で行っているものに大分頼っている部分がございますので、今、複数人での対応ということもありますので、例えば先輩と行くことによって、こういった対応というのがいいなとか、逆に反面教師として、こういった対応だとちょっとまずいなというのも勉強しながら、（発言する者あり）議会との、何でしょう、関係が良好に、かつ建設的な議論ができるような、そういった調整というのも大事になってくるのかなと思っています。
　そういった意味では、研修を含めて、それと実地のＯＪＴを含めて、両面でもって、議会対応も含めて高めていき、不安がもしあるようであれば、そういったことも解消できるような対応というもの、人事としてやっていきたいと思っております。
　以上です。
○岩佐委員長　よろしいですかね。まあ……。政策経営部長。ありがとうございます。（発言する者あり）
○村木政策経営部長　ただいま行政管理担当部長のほうから、本議案について、給料の改定について、特に管理職に昇任する人に手厚くすることによって、管理職昇進へのモチベーションを上げる、その辺りのところについてお話がございました。議会のほうの担当は総務課の担当となっておりまして、私のほうの担当となっておりますので、議会との関係という、その点についてだけ答弁させていただきます。
　先ほどはやお委員からるるご質問を頂きまして、また、人事課長のほうからもご答弁させていただきました。議会と執行機関、この関係、本会議でございましたが、二元代表制

ということで、それぞれに独立しながら、住民の意思をできるだけ行政に反映させていく、これは必要だと思います。ただ、その議論の中で、それぞれの独立性を保ちながら、緊張感を持ちながら議論していくということも大切だと思いますし、双方の理解の下に、例えば政策の問題点等、この議事の場で明らかにしていく、それもまた大切だと思います。そのためには、ある程度の情報共有ということも必要だと思います。その辺の緊張感と必要な情報共有のバランス、これを取りながらできるような、そういった管理職を育てていくことが肝要だと思いますので、それについては、現場で学んでいただくとか、そういった負担もあるかと思いますが、できるだけそういった負担が負担と感じられないような、そういった雰囲気等をつくりながら、引き続き、二元代表制の下で、双方、役割を果たしながら進めていくことが重要だと思いますので、それにふさわしい管理職、こちらのほうを我々のほうとしても育成していく努力、これに努めていきたいと思います。

　また、ちょっと形式の問題になりますけど、やはり拘束時間等が長いと、特に女性管理職などは、なかなか、上がるというか、昇任の意欲がまた落ちるところもありますので、給与面、それから、そういった時間的な拘束の面、こういったことは、また形式的な面として必要なもので、それについては、また様々なところで検討しながら、環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

　以上でございます。

○はやお副委員長　いいです。

○岩佐委員長　田中委員。

○田中委員　今、いろいろと昇級や、管理職になる方々の障壁などお話しいただいたんですけれども、この４か月ぐらいというか、年度で言うと第３四半期以降、私自身の実感として、かなり組織風土などが変わったというか、改善されたというか、ではないかと、すごく思っているんですけれども、以前、組織風土が原因で昇級したくないんだと、管理職になりたくないという方々もいらっしゃったというふうに聞いているんですけれども、そこら辺、実感としてどのように感じられているのか、皆様が。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○岩佐委員長　めちゃくちゃ言いづらい。言いづらいよね。（発言する者あり）

　ちょっ、ちょっと休憩します。

午前１１時０３分休憩

午前１１時０３分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。

　企画課長。

○小菅企画課長　ただいま組織変革に関するご質問かなと思いますので、それを所管しております企画課のほうからご答弁申し上げます。

　昨年度、令和６年度にパーパスを策定いたしまして、挑戦といったところでまとめました。それに基づきまして、今年度、パーパスの浸透を軸に、組織風土を変革していこうといったところで、様々な取組をさせていただいているところは、ご案内のところでございます。その中で、様々、職員のワークショップですとか、あとは庁内の情報共有といったところを目的として、庁内報で「暁」というふうに命名したんですけども、そういったものの共有だったり、動画の共有、その中で、それぞれの職員の挑戦、どんなことに取り組

んでいるだとか、そういうのも積極的に共有のほうをしたりして、そういった意識改革にも取り組んでいるところでございます。また、そういった意識改革だけではなくて、働きやすい環境づくりといったところで、ワークプレイス変革、これは６階で、ご覧になった方もいるかと思うんですけども、レイアウト変更だとかも行って、そういった環境面と意識変革、両方で進めております。

先ほど来管理職のお話もあったんですけども、今年度、職員が、どういった、職員アンケートの結果の共有ですとか、あとは職員ワークショップでどんな意見が出てきただとか、そういうのを管理職で共有をして、課題を共有しようといったところで、管理職のワークショップも実は行っております。また、コアメンバー、この組織計画を進める中で、若手の管理職が集まっているんですけども、その中でも、先ほど来出ていた管理職に上がるときの不安だとか、そういったものも様々共有しています。そういった管理職同士で集まって話すですとか、どういった不安を解消していくかといったところも様々議論しておりますので、先ほど人事のほうからもありましたけども、企画課の組織変革の中で、人事ともしっかり連携をして、どう管理職の意識を醸成していくのか、管理職になろうと思う方を増やしていくのかといったところは、様々工夫してまいりたいと思います。

そういった様々な組織変革、取組を進めているんですけども、職員アンケートで、帰属意識ですとか、パーパスの浸透度、認知度というんですかね、そういったところもアンケートで数字を取っているんですけども、そういったところは、若干ではありますけども、数字としては伸びているといったところもございますので、またその辺り、組織変革の取組に関しましては、別途、この当委員会においても報告させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

〇岩佐委員長　よろしいですか。

ほかに質疑、大丈夫ですか。

のざわ委員。

〇のざわ委員　昨日、ちょっとある方から頂いた資料で、お隣の港区のほうで、こういう職員給与に関して、まあ、誇りとやりがいを持ってお仕事をしていただくという形で、いろいろこう、給与に関して、改定の方向にいらっしゃると。物価もこれからまだまだ上がると思いますし、また、特に港区はいろいろ地価とかも高く、また、上場企業のお話もありましたけど、その観点からの格差を、誇りとやりがいを持って仕事をしていただくために、格差もなるべく狭まる方向での給与の調整も必要じゃないかということで、また、管理職の方だけでなく、それ以外の方も、誇りとやる気を持ってお仕事をしていただくような環境に向けての環境づくりをされているということを伺いまして、そこら辺も、非常にこう、ある意味、ちょっと似てはいないんですけども、外観的には非常に似ている部分もある区だと思いますので、ご参考になって、いろいろご検討いただけたらいいんじゃないかなと思って、そこら辺と他区との比較等のお考えも盛り込まれたのかどうか、（「みんな一緒じゃないの、これ」と呼ぶ者あり）もしよかったら、いかがでしょうか。

〇岩佐委員長　他区との比較とか、他区の取組ですかね、何か。

〇中根人事課長　特別区職員の給料につきましては、特別区全体の職員の人事、給与面のための特別区人事委員会がございますので、一つの区だけの給料を定める、一つの区だけ

違う給料表という、制度としてそのような形にはなっておりませんので、おっしゃっていることは、ありがたい面もあるんですけれども、制度としては、なかなかちょっと取り得ない、取り得ることは難しい内容かなというふうに思っております。
○岩佐委員長　よろしいですかね。給与以外のところで、いろんなところでね、（発言する者あり）頑張んなきゃいけないですよね。議会も変えなきゃいけないところもあるのかもしれないですし、そこは双方しっかりと取り組んでいきたいですね。
　それでは、質疑はほかによろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。それでは、質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしますか。
〔「省略」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。討論は省略いたします。
　これより採決に入ります。
　ただいまの出席者は全員です。
　議案第９号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○岩佐委員長　はい。賛成全員です。よって、議案第９号は可決すべきものと決定いたしました。
　以上で、議案第９号の審査を終わります。
　次に、議案第１１号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。
　執行機関から説明を求めます。
○前田財政課長　それでは、政策経営部資料４をご覧ください。千代田区手数料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。
　項番１、項番２を併せてご覧いただければと存じます。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が昨年５月に公布されまして、薬局製造医薬品承認事項一部変更の承認申請に関する項が改められているところでございます。改められた部分につきまして、手数料条例にて引用してございましたので、その項ずれを改正するものでございます。ただいまご説明をさせていただきましたけれども、この改正による手数料額の変更はございません。
　項番３、施行期日でございます。令和８年５月１日から施行いたします。
　項番４、新旧対照表でございます。衛生関係手数料の２８の5、第１４条の第１３項へ改めるものでございます。
　ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　説明を頂きました。これより質疑に入ります。何か皆様から質疑はございますか。よろしいですかね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　省略で。はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第１１号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第１１号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１７号、区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関から説明をお願いいたします。

○湯浅契約課長　それでは、政策経営部資料５に基づきまして、区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約につきましてご説明をさせていただきます。

本案件は、２月６日の本委員会にて、事前のご説明をさせていただいたものでございます。

項番１、工事場所及び内容、項番２の工事期間、項番３の契約方法につきましては、前回ご説明いたしました内容と相違ございませんので、ご説明につきましては、割愛をさせていただきます。

項番４の入札結果でございます。前回の本委員会では、入札の結果における落札者のご報告をいたしました。こちらに、その入札結果の業者名と落札金額を消費税込みで掲載しておりますので、ご覧ください。落札金額は、消費税込み３億８,１５４万１,６００円です。予定価格は、事前公表で４億７,６９２万７,０００円。こちらも消費税込みとなってございます。

項番５の契約の相手方でございますが、落札者を契約の相手方として決定いたしました。契約の相手方は、東京都千代田区神田神保町二丁目１０番地、三辰工業株式会社、代表取締役、高嶋睦夫でございます。

なお、この入札における入札参加資格要件を次のページのほうに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長　はい。説明を頂きました。これより質疑に入ります。委員の方から、質疑ございますか。

○米田委員　まあ、予定価格を事前公表と、今回している。前回、そのように言ってもらっていたと思うんですけど、まあ、そこは省きますが、予定価格を事前公表しているにもかかわらず、差があるのは仕方がないと思っていますけど、３億８,０００余から５億７,０００余、かなりの開きがあります。これは契約課としてどのように分析しているか、このご説明を頂けますか。

○湯浅契約課長　こちらにつきましては、最低制限価格も設けてございます。最低制限価格の割合というのは、こちらは公表しておりますので、それを基に、皆様、金額のほうを入札していただいたものと考えてございます。事前公表価格よりも上回っている部分につきましては、ちょっと、こちらでも推測のほうは分かりかねるところでございます。

〇米田委員　今、契約課長がおっしゃったとおりかなと思います。最低価格を言っていたら、普通は、このラインで攻防戦をしてくると。で、事前公表しているにもかかわらず、まあ、相当上回っていると。でも、これを分析すると、実は人件費の高騰とか、資材の高騰とか、契約期間の中でインフレスライドを見込んでいるとか、こういった要因もあるのかなと。私の知り合い、現場をやっていますから、そんなことかなと思っております。その上で、毎回これも言われているとは思うんですけど、そういう金額があるということは、仕様書はちゃんとしていると思っていますよ、もちろん。工事事業者によって、労働力の差とか、仕上がりの差とか、こういったことはないとは思っていますけど、そういうのをしっかりチェックしていかないといけないと思っているんですよね。この辺の対策について、最後、お聞かせいただけますか。

〇湯浅契約課長　今、米田委員のほうからご指摘のほうを頂きました。契約金額につきましては、三辰工業株式会社から東洋電興株式会社まで、基本的には予定価格よりも下の金額で入札を頂いています。ですので、一定のところ、予定価格というのは、一般的なものではないかとは考えておりますが、実情として、やはり物価高騰の中、いろいろと難しいところが出てきている部分もございますし、物価高の中で、インフレスライドなどでも対応しておりますけれども、やはりそれに追いつかないようなスピードというのも、もちろんあったりはしております。そういったところは、所管のところと一緒に、事業者と、どういったところの差が大きいのか、こういったものは引き続き分析していかなければいけないとは思います。特に入札ができない、不調に終わるような案件につきましては、しっかりとその辺りを捉えて、今後に生かしていきたいと考えてございます。

〇岩佐委員長　よろしいですか。

　ほかに質疑ございますか。

〇はやお副委員長　今、米田委員の質問の中でありましたように、結局はこの落札価格に、まあ、すごい乖離があるんですよ。それで、三辰さんだとか丹野さんだとかって、よく聞く業者なんで、それがあえてですね、例えば丹野さんのところは５億７,２００万ということで、予定価格をはるかに超える数字を出してきているんですね。ですから、ここのところが、それだからいいとか悪いとかということではなくて、本当の、何、積算ということに関しての妥当性をどう確認したのかってことなんですよ。普通、あり得ないのは、５億７,２００万という、この数字。で、その次の人のイシイ設備工業というのだって、結局は９２.２６ってことですね。１２％も違うんですよね。で、いうところでやったときに、その予定価格もあるでしょう、で、最低制限価格は公にしたいってことなんで、それをクリアしているから、一応、品質的には担保されているというふうに我々は理解するんですけれども、そしてまた、非常にいろいろとね、入札が不調に終わっているってことで、契約課のほうとしてはご苦労されていることで、本当によかったなと思う反面、あまりにも数字が違い過ぎるから、何か、例えばこの丹野さんが、こういう数字を出してきたということに、何か僕は警鐘を感じちゃうんですよね。それは何かといったら、いや、こんなのじゃできませんよ、５億ですよと言っているのかもしれない。そこを確認したのかどうかお答えいただきたい。

〇湯浅契約課長　まず、千代田区電子入札実施要領に基づき、こちらは電子調達入札でやっているんですけれども、こういった中では、事前公表している予定価格以上の入札につ

きましては、基本的には予定価格超過で無効という形になっています。ですので、この部分というのは、分析は難しいとは思いますが、一つは実勢の価格的なところで見積りをしたのかどうか、もしくは、実際にこの予定価格の事前公表というところを分からず、そのまま積算をしてしまったのか、いろいろなところは考えられるところではございますけれども、基本的に、この金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、入札上は無効という形ですので、今後、聞き取りなどの調査というところは、現在のところ予定はございません。
〇はやお副委員長　まあ、そこのところは、ルールでそういうことになっているということなんでしょうけども、あまりにもちょっと数字が違うということと、それと、やっぱり、私が一番気にしているのは、今回のところにね、給排水衛生設備及び消火設備の更新って書いてあるわけですよ。つまり、もし、この消火設備というのはどんな内容なのか。つまり、何かといったら、火事が起きたときにですね。これがまさか値段が安いからということはないだろうとは思うけど、この辺のところの安全性だとかなんとかということについては、十分担保されていないと、もし火事があったときに、それが作動しないなんていうことはないとは思いますよ。だけど、この辺のところについてはどうなのかということで、一般的なものよりも、安全性のところになると思うんで、その安全性のところになるのか、いやいや、そんな設備のところは関係ないですよ、でも、スプリンクラーから水が出なかったら大変な話になっちゃいますからね、ちょっと、その辺のところの工事内容等含めて、その安全性について、どう品質が担保されているかをお答えいただきたい。
〇佐藤施設経営課長　工事に関係する部分でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。
　工事に関する品質というところでございますけども、私をはじめ担当者、監督員として現場のほうの管理を行っていくという部分がございます。製品等につきましては、ＪＩＳですとか東京都の標準仕様書、国の管理指針等で、様々に厳しく基準が定められております。製品においては、それをクリアしているものでないと使うことができない。実際に現場では、こういう製品を使います、よろしいでしょうかという形で、確認書、文書が出てきます。それで一つ一つ内容を確認して、問題ないといったところをまず確認し、現場においては、今、先ほどお話がございました、例えばスプリンクラーですと、通常、配管の中に消火液、水等が入っているところでございますけれども、その水圧等も検査は全部行っていって、漏れがないか、配管も適正であるか、それを一つ一つ全部確認してまいりますので、品質においては問題なく施工できるというところで、そこは私たちの責任であるというところでもございますけれども、行っているところでございます。
〇はやお副委員長　まあ、そこのところについては、当然、そうだろうと思います。だけど、やっぱりあまりにも違うから、その辺のところを十分に、慎重にも丁寧に対応していただきたいということを込めて、質問させていただきました。
　そしてあと、結局は資材高騰等、あと人材確保ということからしたときに、このやっぱり１２％という差がね、どういうことかというと、これはまたインフレスライドとかなんとかということの対象になっているのか、なっていないのか、また今後、例えば工事をやっていって、採算が合わないからって、またプラスになるとかということはあるのかないのか、そこのところについてお答えいただきたい。

○湯浅契約課長　今後、やはり物価高が続いていけば、やはりインフレスライドというのはあると考えてございます。そういった部分では、契約金額の増というのは見込まれる可能性はあると考えております。
○はやお副委員長　ということは、今回の契約の中にも、その条項があるというふうに認識していいわけですか。
○湯浅契約課長　お見込みのとおりでございます。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○はやお副委員長　いいです。はい。
○岩佐委員長　はい。
　それでは、ほかに質疑はございますか。
○田中委員　今のちょっと関連なんですけれども、最後の質問のところで、この落札された企業の方が、本当に経営努力ということで、このお値段を、価格を出していらっしゃるのかもしれないんですけれども、まあ、それがクオリティー的に問題がないということであれば、逆に、今行われている工事なども、インフレスライドが適用されないケースがないぐらい上がっていて、この工事に関しては、令和９年７月３０日までということなんですけれども、この間にインフレスライドが適用されて、最終的な価格が、落札されなかったところよりも増えてしまうとか、そこら辺の最終価格をどのように見込むのかというか、そこら辺、どういうふうに管理というか、されるご予定なのか、ちょっと。まあ、そういうのがないんであれば、今後どうされていくのかということも含めて、お伺いしたいと思います。
○湯浅契約課長　なかなか難しいご質問でございますけれども、物価高がどこまで続くのかというところが、一つのこれからの計画には見込まれるところではございます。そういった中で、物価高となれば、やはりそれぞれの単価が上がってきますので、単価が上がれば、やはりインフレスライドしなければいけないという形になります。ですので、これからの情勢がどういったところになるのかというところは、なかなか見通しは難しいところでございますけれども、都度都度、その場その場で、確認のほうはいたしまして、業者の不利益にならないような形で、インフレスライドを適用していくというようなところが、今後は考えられるかなと考えてございます。
○岩佐委員長　よろしいですかね。そうですよね。次の議案もまたかというような議案になっちゃうんですけど、でも、世界情勢もなかなか見通せない時期ですから、しょうがないですね。はい。
　ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　討論を省略いたします。
　これより採決に入ります。
　ただいまの出席者は全員です。

議案第１７号、区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約についての賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第１７号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第１７号の審査を終わります。

次に、議案第１８号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第１９号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について及び議案第２０号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部についての審査に入ります。

この３件の議案は関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑、討論も一括して行って、採決は１件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。それでは、執行機関から説明をお願いいたします。

〇湯浅契約課長　それでは、政策経営部資料６、７、８に基づきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、政策経営部資料６、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更につきましてご説明をさせていただきます。

項番１の経過でございますけれども、前回もご説明させていただきましたように、表の一番下段に第５回目の変更を追加、右から２列目のところに、令和７年度３月の契約変更議案予定として表に追加をさせていただいております。

項番２の契約日、項番３の契約の相手方につきましては、変更ございませんので、ご説明は割愛させていただきます。

項番４の契約見込金額につきましては、改めてこちらはご説明をさせていただきます。今回ご審議いただく変更は、第５回の金額、９３億５,２２６万８,４１２円、増減額は１億８,２７５万４,０００円の増額、全体の２％の増となります。

項番５の変更内容は、スライド条項適用による増額です。

項番６の契約期間につきましては、工期の変更はございません。

続きまして、政策経営部資料７、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更につきましてご説明をさせていただきます。

項番１の経過でございますが、こちらも表の一番下の下段のところに第４回目の変更を追加、右から２列目に、令和７年度３月の契約変更議案予定として表に追加をさせていただいております。

項番２の契約日、項番３の契約の相手方につきましては、前回と変更ございませんので、こちらもご説明を割愛させていただきます。

項番４の契約見込金額につきましては、こちらも改めてご説明させていただきます。今回ご審議いただく変更は、第４回の金額、９億１,１３０万６,０００円、増減額は５,５７９万２,０００円の増額、全体の６.５％の増となります。

項番５の変更内容は、スライド条項適用による増額です。

項番６の契約期間につきましては、工期の変更はございません。

続きまして、政策経営部資料８、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更につきましてご説明をさせていただきます。

項番１の経過でございますが、こちらも同じように、表の一番下段に第４回目の変更を追加、右から２列目に、令和７年度３月の契約変更議案予定として表に追加をさせていただいております。

項番２の契約日、項番３の契約の相手方につきましては、こちらも変更ございませんので、ご説明を割愛させていただきます。

項番４の契約見込金額につきましては、こちらも改めてご説明させていただきます。今回ご審議いただく変更は、第４回の金額、６億5,０７８万2,０００円、増減額は6,６９２万4,０００円の増額、全体の１１.５％の増となります。

項番５の変更内容は、スライド条項適用による増額です。

項番６の契約期間につきましては、こちらも工期の変更はございません。

最後に、ご要望がございました（仮称）四番町公共施設新築工事の概要につきましての資料を作成しております。参考資料として次のページに添付させていただきましたので、併せてご覧ください。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですか。さっき結構行きましたけどね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長　まあ、ここのところのね、改めて、ずっと説明いただいていると思うんですけれども、まあ、工期の延長、進捗管理というのをどのようにされていたのかなと思うのは、例えば給排水の予定は、令和６年１０月が当初完成の予定だったものが、２年半も工期が延長している。こういう流れなんですよね。そうすると、いま一度、ここの大きく工期が延びる、つまり何かというと、工期が延びることによって、建築費並びに労務費がかかってしまうということは、もう相関性があるから、だから、そこの管理はどうだったのかというところをお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長　工事のほうでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

まあ、当初よりも、工期がかなり延びてきているというところがございます。途中、コロナによる影響というのも若干ございましたけれども、大きいところで申し上げますと、二つの区営住宅がございました。それぞれ入居者の方がいらっしゃって、仮設、仮の住宅のほうに移転、引っ越しをしていただくと。そういった中で、丁寧にご対応させていただいたことによって、既存の二つの建物の解体の時期が遅れてきたと。それによって工期が延長してきたというところでございます。

工期の延長に際しましては、各事業者のほうに、工事の一部一時中止という形で、手続のほうをさせていただいて、請負業者も、それに納得をし、かかる費用のほうを算出し、契約の変更を行ってきたというところでございます。

一方で、工期が長くなることによって、建設物価の高騰といったところもございます。これは平成２５年から、国土交通省のほうで建設労務単価の見直しを図って、そこから順次上がってきているというところがございます。これ、実は東日本大震災の復興に合わせ

て、そこの部分の金額等の見直しを図ってきたというところがございます。結果的には、工期が長くなったことによって、建設の価格、建設工事費の価格が上がってきた、それによっての対応というところでございますが、なかなか、これ、正直なところ、どの程度上がってくるのかというのは非常に見通しが厳しいというところがございますので、まあ、積算基準等を踏まえながら、適正な形での契約変更を行ってきたというところでございます。
○はやお副委員長　だから、結局はコロナだとかね、これはなかなか予測できないことというか、急に起きてくること、それはそれもあるでしょう。で、今言った中で、非常に重要なことを言っているんですよね。二つの住宅の問題が発生していたと。でも、その二つの住宅というのは、一部は区職員が入っている住宅棟と、そして、あともう一つは完全に区民が入る、ちょっと何、区民住宅だったか何だったか、ちょっと忘れちゃったけども。で、そこのときに、そちらのほうの棟は、結局は既に大規模改修していたから、そっちは後にして、もう変えなくちゃいけないところから、２棟建てでやったらどうですかというところも議会でも議論された。でも、まあ、ここのところで、言いませんよ、今後のこととして確認、言っておくことなんですけども、議案として、もう実際動いちゃっていることで、議決されて動いていることですけれども、結局は、あのときに言ったのは、１棟建てのほうが早く工期が終わるってことだったんですよ。でも、今、２棟の問題が、住宅の問題が、整理がされづらかったからという話になったならば、これは責任問題になっちゃうから、今後、この辺のところについて総括をしていただいて、まあ、こういう開発というのはあるのかどうか知らないですけれども、当初は２棟建てという話だったものを１棟建てに変えたのは執行機関ですから、前の、前副区長を中心にやったわけですよ。だから、ここのところについては、ちゃんと総括していただきたいということなんですよ。で、結局は、当初六十何億というものが１００億かかっちゃっているわけですよ。延びたから。延びる理由としては、確かにコロナもあるでしょう。というところからしたときに、ここのところは猛省をしていただきたいということなんですが、いかがでしょうか。
○夏目財産管理担当部長　今、四番町公共施設のお話ですね、最初２棟が１棟ということで。これ、遡りますと、みらいプロジェクトのほうでは、順次２棟を建て替える計画で、当時、計６６か月というのを見込んでおりました。その後、１棟建てのほうに変わりまして、そのときは、区のほうで詳細設計の結果、５６か月、この時点で１０か月の短縮というふうになっています。その後、今回、この契約変更までの間、最初は６６か月で、１棟になったときに５６か月、現在８４か月まで延びておりますが、これは、先ほどもお話がありましたけども、コロナ対応による麹町仮住宅の工期延長での延長、それから入居者の移転期間の延長とか、あとアスベストの対応、それから働き方改革などで延びている部分がありまして、結果として、みらいプロジェクトで６６か月だったものが８４か月まで延びておりますが、これは１棟が２棟になったということよりも、その後のコロナだとか働き方改革だとかアスベスト対応だとか、そういったところで延びておりますので、１棟、２棟というところが、その後の影響がなければ、５６か月で済んでいたのかなというふうに考えております。
○はやお副委員長　まあ、ここはね、きちっと総括していただきたいということで、これ以上やるつもりはないです。

で、やっぱり期間が延びると、またお金もかかってくるということなんですね。で、私は素人だから、よく分からないんですけども、資料のところの、参考資料のところのね、スケジュールを見ると、非常にラフスケジュールなんですよね。内装工事と外構工事が同時にある。それは外と内だからって話もあるんでしょうけれども、この辺がパラレルに重なれば、また工事が延びるんじゃないかという素人的な発想があるわけですよ。この辺のところ、本来であれば、クリティカルパスではないけれども、きちっと工程管理というのが、どういうふうにされているのかどうか。今、ここのところで説明ができないのかもしれないけれども、このラフスケールじゃ、また何か全部重なってるじゃんと。だって、電気工事と内装工事と空調工事が全部重なったら、それは当然工程管理は整理されているんだろうけれども、延びる可能性があるというふうにしか思えないんですよ。少し、多少重なるところがあるのかもしれないけども、もう全部ここで一挙にやって、あたかも、この令和８年の２月にはできますよというような計画なんだけど、そこのところのスケジュール感というのは、どういうふうに整理されているのか、確認されているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長　ちょっと概略的な工程で、分かりづらかったところもあるかもしれませんけども、もともとはマスター工程ということで、各工種が入って、各フロアごとの詳細な工程表がございます。なかなか専門的で見づらいという部分もございますので、概略的にお示ししたというところでございます。

今、副委員長のほうからご質問がございましたけども、内装工事が入る場合については、外側の建具、いわゆるサッシなんですけれども、それを設置してから内装工事に入ります。そうしませんと、外から、雨が降ったときに水が入ってくるというところがございます。で、外建具を設置して、内装工事に入っていって、一方で、外装、外側については、足場を組んでいって、外側の外壁、塗装ですとかタイルですとか、そういったほうの工事を行っていきますので、そこの部分でふくそうしてくることはないというところなんですけれども、今、地下のほうから順次躯体が上がってきて、５階まで出来上がっているところなんですけれども、建築面積、各フロアの面積が広うございますので、各エリアごとで、どの業種がいつ入るのかといったところの詳細な日程、工程のほうは詰めていると。それから工事に着手すると。当然ですけれども、実際に作業する方の手配、人数、そういったものもありますので、早い段階で、そこのほうは調整を行っていると。

会議のほうにつきましては、毎週一度、定例の会議を行っている。全体会議を行った後に、建築、電気、それぞれの打合せを行っていく。また、業者同士は、業者間での調整の会議を行っている。また、なおかつ全体で、月に一度の全体会議というものも行っているといったところで、かなり細かく、各部屋、各場所において、どういう順番で、どの業種が何人入って、どういうことを行っていくかというものを全部打合せをして、積み重ねて行っているというところでございますので、実際の作業をするところで、建築と電気がかち合っちゃって作業できないよとか、そういうふうにならないような形で、打合せをして、丁寧に工事のほうを努めているというところでございます。

○はやお副委員長　まあ、そうでしょう。何かといったら、大成さんがやっているからね。大きいスーパーゼネコンですよ。だから、そういうようなＪＶに関しては、ノウハウをすごく持っていることでしょうから。でも、ただ、ここのところに、もう無尽蔵にどんどん

どんどん延びちゃっているから、そこの工程管理を、やっぱり僕は資料としてね、委員会にも提出してもらいたいと思っているんですよ。というのは何かといったらば、いや、こうだったね、どこがどう変わったか分からないわけですよ、いつも。もう、どんどんどんどん。それは分かりにくいと言うかもしれないけど、まあ、私もプロセス工学というか、そういうものをやっているから、その線のところについての、というのは、工事自体が分からなくても、ああ、これはここがクリティカルパスだな、ここがこういうことだなってことは、多少素人でも理解できるから、そこの提示をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。
○佐藤施設経営課長　実はこれ、作るときも、各フロアごとで工程をちょっと作ろうかなと思ったんですけど、なかなかこう、ちょっと難しいところもございました。今、ご質問を頂戴いたしましたので、ちょっとこう、各階の場所が分かるような形でのもので、ちょっと各建築、電気、空調、給排水、昇降機、そういったものが、どこにどんな感じのものというところと、時系列と、それがなおかつ分かりやすいものというのを、ちょっと検討してみたいと思いますので……
○はやお副委員長　はい。
○佐藤施設経営課長　またちょっと違う機会にでも、ちょっとご報告させていただければと思います。
○はやお副委員長　じゃあ、よろしくお願いします。
　それで、あと、ここが本題になってくるんですけれども、結局はそういうところが押さえてくることによっての整合性ということになってきますから、やっぱり一番これを見て感ずるところが、建築工事が、当初から比べるとね、３.２％ぐらい加算になっているんですね。あと、電気工事が６.４％、給排水が７.７％ということなんですけれども、この辺のところ、確かに建築工事というのはこんなもんなのかなと思いながらも、でも、今、値上がりといったところで、このところというのは、基本的には、条件的には同じだと思うんですけれども、逆に、給排水がこれだけプラスになってくるということについての特段の理由というのが、こういうことでこうですよというんであれば、それを教えていただきたい。例えば空調設備だとかというと、今までは、ちょっとここはあれですけど、８掛けの時代もあったわけですよ。ダンピングの時代というのは。その時代から変わってきているからということもあるんでしょうけれども、機械だけのハードの面なのか、ここは労働力のほうの問題なのかという整理の中で、どういうふうに。普通に考えたら、もう、そう差は出ないはずだと思うんですけど、その違いがあるもんですから、そこはどのように分析しているのかお答えいただきたい。
○佐藤施設経営課長　この参考資料のほうでございますけれども、ちょっと申し訳ない、簡単にご説明させていただきます。
　この２番の、項番２の契約変更予定内容のところの表でございます。積算方法ということで記載させていただいております。内訳のほうでございますけれども、東京都のほうの単価がございます。そういう項目があるといったところと、あと、公表されている、いわゆる物価本という言い方をしますけれども、物価本とか、カタログの単価、それで構成されているものもございます。そういったものを直近の新しいものに入れ替えるといったところの積算、それと、単価が公表されていないものにつきましては、見積りによって単価

のほうを設定して、入れているというところでございます。
　今ご指摘いただきました％の部分でございますけれども、ここの部分の、例えば建築で約３.２％の上昇というところなんですけれども、見積り部分について、この率を使っているというところでございます。これにつきましては、一般社団法人建築物価調査会といったところが、毎月、各工種ごとの建設物価建築費指数というものを出しております。これがですね、２０１５年を１００としたときに、この表でいきますと、前回の指数、建築工事が１３３.４といったところで、３３.４％増えていますよといったところで、で、前回、インフレスライドを行ったときと今回行ったときの上昇率、そこの部分が３.２％といったところで、それを採用しているというところでございます。で、電気、空調、給排水、実は空調のほうが率はちょっと低い部分はあるんですけれども、特に電気とか給排水は、いろいろな機器が非常に多いというところがございます。その機器一つが、物によっては１億したりとかという部分もございます。その機器の上昇率によって、一つ一つの値段が高いもんですから、その上昇率によって変わってくるというところがございます。
　一方で、今、北のほう、南のほうで、半導体の工場を国を挙げてやっているといったところで、電気、機械関係の職人さんというか、実際作業する方が多くそちらのほうに行かれているといったところで、いわゆる大くくりで言うと、設備関係で実は人が非常に少ないという中で上昇率が上がってきていると。空調がちょっと少ないという部分もございますけれども、そういった部分があって、建築と比較したときに、電気、給排水のほうが多く上がってきているかなといったところでございます。
　そして、今、この指数の部分、空調の工事は２.０なんですけれども、積算方法で、冒頭で申し上げました東京都のほうの単価のほうでいきますと、例えば空調のほうでいきますと、６.何％上がっていたりとか、そういう部分がございます。で、内訳の構成としますと、様々な今東京都の単価があり、物価本の単価があり、あるいは見積りの単価がある。それぞれの積み重ねでなってきますので、全体的には、下の表の３、項番３の予定契約変更金額のほうの増額の部分でいきますと、建築工事は約２％の増、電気が６.５と、そのような形になっておりますので、全体的にはそのような状況であるかなといったところで認識しているところでございます。
○はやお副委員長　まあ、まあ、ちょっとこれ以上はやるつもりはないんですが、結局は何かというと、我々としては、その数字がこう出てきた中で、不透明な上乗せがあったらいけないという、疑義をチェックしなくちゃいけない立場なんですよ。だから、今、その辺のところ、今の説明があるように、そのところを明らかにしていく必要があると思っているわけです。だから、今、説明の中では、口頭での説明は分かりましたけれども、この辺のところというのは、あまりにも長い間、６６億ぐらいだったものが１００億ぐらいになんなんとするだけに、その説明責任は、執行側のほうとしてね、たとえ議会のほうは分からないだろうといいながらも、詳細なデータの確認というのは、僕は必要だと思っているんですよ。それは後でも確認取れることですからね。それで、インフレスライドがある、何々があるという中で、ああ、なるほどねというところじゃないといけないと思っているんですけど、まあ、ここのところで、今の説明の中で、もう専門家が言っているんですからね、そのぐらい、一定程度、そうなんだろうと。でも、やっぱりその資料についても明確にね、ここのところについてはこういうことでございます、今の説明の中のやつをより

分かりやすく、資料提供を、詳細なものを頂きたいんですけど、いかがでしょうか。
○佐藤施設経営課長　そういった部分の項目を含めて、実は内訳書、建築だけで４００、５００ページぐらいございます。それが一つ一つの項目の数量があって、単価があって、そういう計算をしていって、それに対して諸経費とかを下げていくと。そういう部分がありますので、それをお出しするのが一番早いのかなと思うんですけども、一つ一つ見ていただくのもあれな部分もございますし、あと、単価自体が公表しているもの、していないものという部分もございますので、その積算というか、上昇率、あるいはこれまでやってきた契約変更のインフレスライド、そこの算出の仕方、確認の仕方等々について、ちょっと整理して、また委員長・副委員長ともご相談をさせていただきながら、先ほどの工程表の部分もございますので、適切にちょっとご報告できればと思います。
○岩佐委員長　よろしいですかね。
○はやお副委員長　ええ。はい。
○岩佐委員長　そう。今回は、このインフレスライドのご説明を頂きましたので。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　ほかの資料については、まあ、いつか、また。
○はやお副委員長　そうそうそう。
○岩佐委員長　出していただくということで……
○はやお副委員長　そうですね。
○岩佐委員長　お願いします。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　ほかに質疑、大丈夫ですかね。
　あ、田中委員。
○田中委員　１点、すみません。
○岩佐委員長　大丈夫です。
○田中委員　この件に関してだけというわけではないんですけれども、昨今、銅線が盗まれるなどの報道がされていまして、それによって建物の機能が停止してしまったりとか、修復・修繕に多額の金額がかかるとか、そういうことが日本国内で起こっているんですけれども、千代田区ではまだ起こっていないかもしれないんですけど、そういうことへの対策も含めた、今後のこういう公共施設の建設ですね。とか、今までの建物を、そういう盗まれるリスクがある造りではないかどうかという点検などをしていただきたいと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。
○佐藤施設経営課長　銅線は、ちょっと、いろいろニュースになっているというところもございますけども、まず工事中でございますが、実際に非常に高価なものという部分がございますので、管理の部分で言うと、鍵のかかるところに置いておいて、一般的に目に触れないような形にしていくとか、あるいは必要なときに必要なだけ搬入するとか、そういう形での対応をしているところでございます。
　ただ、実際的なお話をしますと、一般的には地方で多いんですけども、銅線はかなり重いんですね。そうしますと、都心でこれを持っていこうとした、言い方がよくないですね、なかなかこう、運搬も大変というところもありますので、実際的には、ちょっとどうかなと思いますけれども、また、出来上がった施設、外から電気が入ってくる高圧のケーブル、

かなり太い銅線を使っているというところもございますけども、基本的に、地中に埋設されておりますので、取り出そうとすること自体がそもそも難しいかなと。取り出そうとしたときに、当然停電が発生しますので、その時点で分かるかなといったところと。そういったところで、当然、施設管理者もおりますので、適切な形での確認・管理のほうは継続的に行ってまいります。
○岩佐委員長　よろしいですかね。
　ほかに質疑、大丈夫ですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしますか。
〔「省略」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　討論を省略いたします。
　これより採決に入ります。
　ただいまの出席者は全員です。
　まず、議案第１８号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更についてに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第１８号は可決すべきものと決定いたしました。
　続けて、議案第１９号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更についてに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第１９号は可決すべきものと決定いたしました。
　続いて、議案第２０号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更についてに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○岩佐委員長　賛成全員です。よって、議案第２０号は可決すべきものと決定いたしました。
　以上で議案第１８号から第２０号の審査を終わり、日程１、議案審査を終了いたします。
　区長退席のため、休憩します。
　区長、ありがとうございました。
午前１１時５３分休憩
午後　１時１９分再開
○岩佐委員長　委員会を再開します。
　日程２――失礼しました。欠席届が出ています。会計管理者、出張公務のため１３時４５分から欠席です。
　それでは、日程２、報告事項に入ります。
　地域振興部１、千代田区文化芸術プラン（第５次）の策定について、理事者からの説明を求めます。

○武笠文化振興課長　では、千代田区文化芸術プラン（第５次）の策定について、地域振興部資料２－１から２－４に基づきご報告いたします。では、資料２－１をご覧ください。

本プランの策定に当たっては、令和８年１月５日から２６日でパブリックコメントを実施しました。意見提出者は４名、意見数は１０件ございました。ご意見の概要と区の考え方は、資料２－２のとおりでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

なお、頂いたご意見による本プランの修正はございませんが、事業実施に当たって、反映に努めてまいります。

プランの策定時期は、令和８年３月中を予定しております。

資料２－３は、本プランの案となっております。ページ数が多いため、資料２－４の概要版の案でご説明をさせていただきます。

３ページ、４ページを、こちらは体系図となっておりますので、ご覧ください。

基本目標は「文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く」、重点目標は「保存し伝える」「創る」「育てる」です。この三つの重点目標に、八つの施策と、それにつながる事業をひもづけております。

６ページには、四つの文化芸術拠点施設の取組を記載しております。四つの施設のうち、内幸町ホールとちよだアートスクエアは改修工事中ですが、この施設で行われていた取組を引継ぎ、ほかの公共施設や民間施設、関係機関等とも連携・展開していくことで、区全体の文化芸術振興を図ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員　まず、千代田区文化芸術プランの案の４ページ目のところに、文化遺産をデジタル化しということで、大変すばらしい、大切な取組だと思うんですが、これに関しまして、まあ、１２ページに松戸市のデジタルミュージアムとかもあると思うんですが、このようにすること、すばらしいと思って、文化財のデジタル化推進に当たりましては、今後の、まあ、いつまでにとか、どの水準とか、どういう媒体で等々のお考えがありましたら、教えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○武笠文化振興課長　文化財のデジタル化につきましては、既に取組を進めている部分もございまして、本年度までに2,０００点以上の文化財についてデジタル化を行っているところでございます。現在は、文化財のホームページにおいて、デジタル化した資料の一部公開を行っております。今後は、デジタルアーカイブのような形で公開できればというふうに考えているところでして、ホームページのリプレースと併せて、そういった取組を推進していきたいと考えております。

○のざわ委員　ありがとうございます。イギリス大使館のお隣さんとか、あと、永田町の小学校等々、いろいろこれからデジタル化、文化財デジタル化、大切なことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に８ページでございますが、ここに７８.７％の方が文化芸術イベントに未参加とありますが、「どんな活動があるかわからない」ですとか、これが４０.３％、あと「参加方法が分からない」、これが該当するかどうか分からないですが、いずれにしましても、情報が届いていない区民の方々への具体的な周知のアプローチというんでしょうか、ＤＸを使うのか、町会等のご連絡か、学校経由でいろいろご案内か、その方々に対する情報の

ご案内、今後どのようにお考えか、よろしくお願いします。
○武笠文化振興課長　イベントなどの周知に当たってはこれまでも取り組んでいるところではございますが、なかなか周知が行き届かない部分もございます。現在、区のほうでもＬＩＮＥですとかＳＮＳを使った周知ができるようになっておりますので、文化芸術のイベントにつきましても、そちらのほうでの発信に取り組んでいるところでございます。引き続き、できる方法を探りながら、周知に努めてまいりたいと考えております。
○のざわ委員　どうぞよろしくお願いいたします。
　次に１１ページでございますが、ここでは東京都の観光戦略の記載がございまして、それと連動をするような形になるのか、連動するといいなと思っているんですが、この文化事業が、区内の経済でしょうか、飲食店とか商店街とか、等々に与える影響というのは、今後ご覧になっていくのが大切なことじゃないかなと思いますが、そういう把握ですとか政策へのご反映は、もしお考えがありましたら、よろしくお願いいたします。
○武笠文化振興課長　様々なこの文化、文化財に関する取組につきましては、観光ですとか商工との連携というのは、国のほうからも都のほうからも言われている部分がございます。区におきましても、そうしたほかの事業との連携は大変大切と考えておりまして、これまでもいろいろご相談、連携をさせていただいている部分はございますけれども、引き続き連携を広げていきたいというふうに考えております。
○のざわ委員　よろしくお願いいたします。
　また、２５ページのところで、子どもの育成ということが書いてございますが、とても大切なことだと思いますので、学校教育の、この正式なカリキュラムとの連携をお考えになっても、もしくは、いいんじゃないかなと思うんですが、今後、継続的にそのようなことをお考えなのかどうか、いかがでしょうか。
○武笠文化振興課長　学校教育においても連携している部分がございますが、学校教育の部分ですと、どうしても学習指導要領ですとかカリキュラムの都合上、難しい部分も多くあるところではございます。ただ、教育委員会とはいろいろ情報交換をし、連携させていただいている部分も多くございますので、引き続きできること、ご協力いただけること、逆にこちらからご協力をさせていただけることなどを情報共有いたしまして取り組んでいきたいと考えます。
○のざわ委員　よろしくお願いいたします。
　あと、２８ページのところでございますが、国際交流・協力活動の促進というところがありますが、最近、外国人居住者の方が増えているということで、その方々や、多文化共生対応ということで、今後どのような、例えば英語とか英語以外の言語対応ですとか、宗教、文化配慮ですとか、外国人アーティストと連携する等々、何かお考えのことがありましたらどうぞ教えてください。
○武笠文化振興課長　多文化に触れることは文化芸術の観点からも非常に重要と考えております。現在はアートスクエアが工事中ということもございまして、具体的な取組を決めるまでには至っておりませんけれども、様々な文化を知る機会というような観点からは、また国際平和の担当のほうとも協力をしながら考えていければと考えます。
○のざわ委員　よろしくお願いします。最後に、２２ページでございますが、ここに文化団体の助成の記載がございますが、過去、実績がございまして、最近、その助成が受けら

れないというような、また、助成をご希望されているところもあるやに聞いてまいりますが、祭礼文化の継承支援に向けての取組等につきましても、その助成の透明化というんでしょうか、例えば採択の基準ですとか評価方法ですとか、その会計の開示ですとか、成果報告の公開のところまででしょうか、そういう形を明確にすることによりまして、いろいろな、過去実績がある方、もしくはこれから非常に助成の対象になり得るような方等々もまた広くご覧になっていただきながら、ここの助成を、力を入れていただくのもいいことかなと思うんですが、もしお考えがありましたらよろしくお願いいたします。

○武笠文化振興課長　文化事業助成につきましては、祭礼の助成とはまた別の制度にはなります。これまでも２００万を上限とし、１団体３回までという形で助成をさせていただいているところですが、毎年、まだ新しくお申し込みになる方が多くいらっしゃる状況ございますので、当面は現在のこの助成の仕組みを続けたいというふうに考えているところではございます。ただ、一定程度の期間を持ちまして、一通りそうした助成が一巡するような機会には、また改めて制度の検討というのが必要になると考えております。

○のざわ委員　ありがとうございます。

○岩佐委員長　ほかにこのプランについて何か質疑。

○田中委員　１点だけ。先ほども指摘がありましたデジタル活用による保存・発信についてなんですけれども、これは二次元に限るのか、３ＤとかＶＲとかに発展していくのか、そこら辺を教えていただけますか。

○武笠文化振興課長　昨今ではデジタル技術の進化により、３Ｄでスキャンできるような機器というのも登場してきております。ですので、これまでの平面の図面ですとか浮世絵だけではなく、史跡などについてもデジタル化していきたいという考えはございまして、そういった中で３Ｄのデジタル技術というのも活用していけたらと考えているところです。

○岩佐委員長　よろしいですか。ほかに何か、このプランについての質疑はございますか。

○はやお副委員長　まあ、あまり幾つもあるわけじゃない、これを推進していく上での体制ということなんですが、以前、ここには書いていないんですけれども、文化連盟だとか文芸協という存在がある。そしてまた、ここのところを有機的に活用しながら進めるというのも一つあるんでしょうけれども、この辺はどのように考えているのかお答えいただきたい。

○武笠文化振興課長　文化連盟、文化芸術協会の方々にはそれぞれ代表の方を文化芸術プラン推進委員会の委員としてご参加いただいているところです。案の本体の３４ページに推進委員会の名簿を添付してございます。こちらの委員会の皆様には引き続きお願いをしたいと思っているところでございますし、こちらの二つの団体以外の様々な団体とも連携しながら、このプランを推進していきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長　まあ、この推進の仕方がね、例えばスポーツの部分については、前までは体協と言っていたところと、それがスポーツ、何だっけ、スポーツ協会というのになったと。結局、その推進母体が、区だけではなくて、何かを持つ形の中で進めてきた。文芸協と文化連盟というのは、もう既にご存じだとは思いますけれども、補助金を投入しながら、いろいろ、様々な問題があったということなんですけど、一応、そこの先ほどのそれを進めるに際して意見は聞くということなんですけれども、主と従の部分なんですけれども、このところというのは、その民間の力を活用して進めていくとか進めていかないと

かというのは整理されているのかどうかお答えいただきたい。
○武笠文化振興課長　文化芸術協会や文化連盟とは共催という形で事業を行う中で、それぞれの力を生かしていただいているところでございます。なお、文化協会との共催のイベントはちょうど明日から始まりますので、よろしければご覧いただければと思います。
　あと、民間の力につきましては、千代田区は内幸町ホールですとかアートスクエアにおいて指定管理者制度、アートスクエアは運営団体という形でありますけれども、民間の力を借りて運営を行っているところでございます。そうした中で民間の力も借りながら、また、そういう区民の団体の力も借りながら推進していきたいと考えております。
○岩佐委員長　よろしい。はやお副委員長。
○はやお副委員長　ここのところについて、僕はきちっと整理するべきだなと思っているのが、いろいろ、様々な補助金の問題で発生していたんで、一応、大きな流れとしては、二つの団体がいい意味で仲よくなれば、そこのところを推進母体としていくというのが約束だったと思うんですよね。それがもう、ないなら、ないでいいんです。そういうところはどういうふうに整理されているかと言うつもりだったんですけど、ここのところでは参考意見として聞くというだけだ。じゃあ、あと、ここのところは、それは様子を見ましょう、そういうことで。でも、まあ、今後、何が一番あれかというと、文化となると、もうご存じのように教育委員会のほうが中心メンバーで、それが、前の区長が区長部局をこっちも、区長部局にこの文化というものを持ってきたという経緯があるわけですよ。そこで、今やってみて、そこのところについての推進体制、というのは何かといったら、芸術品だとかなんとかという点についてはどうしても教育委員会になると。こういうところについての連携というのは、やっていますよと言っているけれども、どういうふうに成果と課題を整理しているのかお答えいただきたいと思う。
○武笠文化振興課長　教育委員会との連携ですけれども、こちらの文芸プラン推進委員会の中で事業を掲載するに当たって、教育委員会の担当部署とも確認を行い、ご意見を頂いた上で策定をしてございます。また、文化財ですとか図書館の事業におきましては、より密接に教育委員会とも連携を図っているところでございます。ですので、今、区長部局において文化、芸術、文化財の関係、執り行っておりますけれども、それにより不都合があるというふうには考えてはございません。
○はやお副委員長　ということは、そういう総括を庁内でしたということでよろしいわけですか。何かというと、こういうことについては、やっぱり普通、教育委員会というのはやっぱりどうしても文科省のほうとの関係があって、どうしてもそういう、縦割りではないけれども、そういうところからしたときに、何なんですかね、その、いろいろ整理がしやすいだろうとは思うんですね。あと、学芸員の力というのをどういうふうに整理していくのかということについても、やっぱり教育委員会のものなのか、区長部局のものなのかという話だけど、その辺については、もう一度、問題がなかったのか、それについてはどういうふうに評価しているのか、もう一度、そこのところをお答えいただきたい。
○武笠文化振興課長　当課で取り扱います文化芸術の分野につきましては、社会教育と、より親和性があるものと考えておりますので、教育委員会とは連携しながらも区長部局において推進することは問題ないと考えております。
　また、文化財の関係につきましても、文化庁のほうから自治体で条例が制定されていれ

ば区長部局においてその事務を取り扱うことは問題ないという考えが示されておりますので、文化財関係につきましても区長部局で行っていることに問題はないと認識しております。
○はやお副委員長　ここのところについては、やっぱりどこが推進母体となっていくのか、体制をつくっていくのかというのが組織的に、有機的にやっていかなくちゃいけないと思うんですね。そういう中に計画、中身というのが入ってくるから。でも、まあ、今回のここのところについては、様子は見ますけれども、その辺のところはきちっと整理をしていかなくちゃいけないことだと思う。だから、今言ったように、区長部局、どうしていくの、それでいいのねっていう話なんですよ。で、教育委員会との連携をどうやってやっていくのと、今、問題ないと言っているけど、僕は問題あると思うんです。何かといったらば、もう永田町小学校の件だって、結局は、本来であれば、教育委員会のほうが中心となるべきことを区長部局が窓口な訳ですよ。で、そこがいいとか悪いとかじゃないんですけども、どういうふうにこの辺の文化財のことについての連携、リレーションがされているのか、で、その学芸員だとかということの連携についての体制というキャッチボールはうまくいっているのかどうかというのは整理してもらいたいことだと思っています。それが文芸、このプランの中でも大切なことだと思っていますので。
　あと、パブリックコメントの中で、ちょっと重要なことがあると思うんです。この千代田区らしさというのが欠如しているんではないかということなんですけど、ここの整理の中で大きな柱の一つだと思うんですね。千代田区らしさの再定義をする必要があるんじゃないかというのは、私は受け止めたんですけど、この辺をどのように今回のプランの中で整理されているのかお答えいただきたい。
○武笠文化振興課長　千代田区らしさ、様々あると考えておりますけれども、一番分かりやすく千代田区らしさと言えるところは、江戸から東京への歴史の部分かというふうに思っております。「保存し伝える」という重点目標を１番目に掲げておりますけれども、こうした中で記憶と暮らしの再発見と伝承ですとか、文化遺産の継承・発展というものを挙げさせていただいておりまして、この中で千代田区らしさというものの継承と、さらなる発展というところにつなげていければと考えているところです。
○はやお副委員長　そういう中に祭礼文化というところも出てくるのかなと思うわけですよ、そういう整理の中でですね。そこがやっぱり強みに出てこないと、やっぱり一生懸命やっている地域振興部長のほうの、その辺のところが整理されていかないのかな。あと、私は別に一般質問のところを応援するつもりはないんだけれども、この祭礼文化のところについて何をやっていくかといったら、税金を直接、町会だとか祭礼のことに投入するということは難しいと思っているわけですよ。それは何かといったらば、例えば第三者機関、第三セクターみたいな形で提案があったように民間からのお金、そして区からのお金、そしてそこの母体のところの文化を守るといった中に千代田区らしさという、この中でそういうものを創設することによって、そこの組織体が、例えば判定についてとか、例えば何々についてやるのはできないことではないのかなと思っているわけです。だけど、今の流れだったら、直接、千代田区がこれについて、お金を投入するということについてはあり得ないと思っています。とても考えられないと思っています。だから、ここのところの整理というのは、本来であれば、祭礼のことをやるといったらここの中に入ってこなくち

ゃいけないんですよ、計画に。だから、付け焼き刃的なんじゃないんですか、本当に考えているんですかということを言いたくなっちゃうんですよ。その辺どうなのかお答えいただきたい。
〇岩佐委員長　地域振興部長。
〇印出井地域振興部長　はい、地域振興部長です。
　今の副委員長からのご指摘でございますけれども、我々、令和７年度後半から祭礼文化の継承の支援について調査検討を始めたところでございます。そもそもの発想が、ご指摘のように、あるいは先ほど課長がご答弁申し上げたように、江戸由来、この、ずっと都市の中で継承されてきた祭礼文化、それと文化の継承とコミュニティの継承、両面があるんだろうなというふうに思っております。それを支援するに当たって、文化のキーワードで取り組む、それが、やはり文化の世界でいくと、どうしても支援の眼目が文化財としての位置づけということになるのかなというふうに思っています。一方で、文化財、文化とコミュニティと両面で祭礼に対して、祭礼を取り巻く様々な要素に対して支援している自治体の例もあると。我々としては、祭礼文化の継承が、すなわちコミュニティの持続可能性にもつながるという前提の中で、どのような支援がいいのかということの全体像については、まだ引き続き検討しているところでございます。前、議会だったと思います、ご指摘を受けたとおり、人材とかノウハウとか担い手とか、あるいはそういった祭礼の構成要素を練習する場だとか、様々なものがあって、その全体像については、今後、研究の成果を取りまとめて、公表して、皆さん、議会ともご議論する中で詰めていきたいと思いますけれども、まず初めの一手として、今回、祭礼道具に関わる調達とか修繕の支援に取り組むと。それで終わりではないし、副委員長からご指摘あったとおり、文化としての位置づけを確かにすることで、また次元の変わった支援、これも他の自治体で保存会に対して支援する方式とかというのがありますから、そういったものも考えられるんじゃないかなと思いますので、副委員長のおっしゃっているようなご指摘については、我々としてはしっかり受け止めていると。ただ、その第一手として、今回やらせていただきたいというふうに、ような形で、今年度予算で要求、計上させていただいているところでございます。
〇はやお副委員長　はい、最後。
〇岩佐委員長　はやお副委員長。
〇はやお副委員長　それぞれ立場、立場で分からないわけではないんですよ、多分、社長のほうから指示があったんでしょう、多分、こんなにまで。何かというと、税金を投入する受皿として、そういう組織体のところに入れて、そしてまた、民間のところからもそういうようなファンディングみたいなのを入れて、その中で初めてそこの第三者のセクターでこういうことを、事業補助的なことをやるというのが、普通、行政が考える考え方なんですよ。で、それを直接ダイレクトに入れるということについてはね。で、そこにいつも、僕は石川さんのことを言うわけじゃないけど、理屈をつくれということなんですよ。それで理屈をつくるときに、ここのところの、この文化のプランがある中に、普通は仕掛けをつくっていくんですよ。それが何にもないというところにおかしさがあるんじゃない、そこはどうなのかということを言いたいわけ。だから、今、ここはこう読み取りますよということであれば、そことは連携していますよということをちゃんと明確に、今後、重要な話ですから言っていただきたいと思います。これでとどめますけど、ちょっとそこのとこ

ろだけ、もうちょっと説明して。
○岩佐委員長　文化振興課長。
○武笠文化振興課長　今回の第５次プランの中でも、本体の３ページ目、計画における区の文化資源の中に。
○岩佐委員長　３ページ。
○はやお副委員長　概要じゃなくて、全体の。
○武笠文化振興課長　はい、全体のほうの冊子になります。
○はやお副委員長　はい。
○武笠文化振興課長　この中に様々、区の文化資源というのが書いてございまして、その中には長い歴史の中で培われてきたものというのも掲載しているところでございます。改めまして、１８ページのところの文化芸術遺産の発信による価値向上ということの中では、改めて祭礼文化、３行目からになりますけれど、「特に、古くから受け継がれてきた祭りは、区の伝統文化の象徴です」として、「その華やかさの裏には綿密な準備と地域住民の協力があり、コミュニティの結束を強める重要な役割を果たしてきました。祭りによって生まれる世代を超えた交流に加え、受け継がれてきた美意識や価値観を紹介するとともに、現代に活かす発信を行います」という記載をさせていただいております。
○はやお副委員長　はい、最後。
○岩佐委員長　はい、はやお副委員長。
○はやお副委員長　分かりました。だけどね、この書き方がね、やっぱりそのストーリーが感じられないんですよ、箇条書なんですよ。やっぱりそっちに持っていこうというところの熱量がないんですよ。だって、それだけの重要な今回の予算のさ、しているわけですよ。そしたら、これをやっぱり今後につなげていくんだというところを、やっぱり入れていくということがね。で、パブリックコメントにも千代田区らしさが明らかに出ていないって書かれちゃっているわけですよ。だから、そこのところで今後、行政サイドのほうとしてこうしていきたいというところがここに反映させていかなくちゃいけないということを指摘して、答弁要りませんけども、指摘してとどめさせていただきます。そういうところをちゃんと全庁的に考えて、そして、なるほどなと俺たちに思わせるような動きをしてくださいということです。
○岩佐委員長　地域振興部長。
○印出井地域振興部長　答弁要らないということですが、ちょっとさせていただきます。ご指摘のとおり、今、論点は祭礼文化になっておりますけども、文化というものの所管の論点もありましたけれども、やはり文化とコミュニティ、経済というのがやっぱり一体となって補完し、相乗するということを狙いとしながら、我々地域振興部で担っている部分もあるのかなと。一方で、ご指摘のとおり、しっかりと教育委員会とも連携をしなければいけないというところもあるかなと思いますので、今後、文化行政、それからコミュニティ、経済行政を合わせて進める上で、本日のご指摘を受け止めさせていただきたいと思います。
○岩佐委員長　はい。よろしくお願いします。
　ほかに、この文化芸術プランについての質疑はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。それでは、質疑を終了します。
　次に、すみません、次は（２）第３期千代田区スポーツ振興基本計画の策定について、理事者からの説明を求めます。
〇橋場生涯学習・スポーツ課長　第３期千代田区スポーツ振興基本計画の策定につきましてご説明いたします。
　本件は、昨年１２月の当委員会におきまして計画（素案）をご報告し、パブリックコメントを行う旨のご説明をさせていただいておりました。今般、パブリックコメントが終了し、策定委員会での議論を経て、計画（案）としてまとめましたのでご報告いたします。なお、１２月にご報告いたしました計画（素案）から大きく変わっておりませんので、今回、パブリックコメントへの対応を中心にご説明をさせていただければと思います。
　それでは、地域振興部資料３－１をご覧ください。
　１、パブリックコメント実施報告です。
　（１）意見公募期間は、令和８年１月５日から１月１９日までの１５日間でした。
　（２）周知及び閲覧場所、（３）意見受付方法は記載のとおりでございます。
　（４）意見者数及び意見数ですが、４名の方から４件のご意見がありました。
　（５）意見の概要と区の考えですが、恐れ入ります、資料３－２をご覧ください。こちらがパブリックコメントにおいて頂いたご意見と、それに対する区の考え方となります。
　１番から３番につきましては、本計画というよりは事業に対するご意見と受け止め、考え方を示させていただきました。
　４番につきましては、地域スポーツの概念における武道の明確な位置づけが不十分である。マルチスポーツの促進に向けた方策として、武道を地域で気軽に体験できる環境の整備ということがあるが、十分に反映されていない。武道は日本初の運動文化であり、計画本文の５ページに武道という項目を設けて、柔・剣・空手・相撲・合気道・弓等を列記して、区としてもバックアップしていただきたい、という趣旨のご意見を頂きました。これに対しましては、スポーツの概念についてはご指摘を踏まえ、武道の記載方法を検討する。武道とマルチスポーツの関係については、総合型地域スポーツクラブにおいて体験会等を通じた普及に取り組んでおり、区としても引き続き支援する。武道は多様な種目が存在するため、全てを一律に取り扱うことは難しいが、武道をスポーツの重要な分野と認識し、体験機会の創出や環境整備に向けて、関係団体の皆様と意見交換を重ねながら、本計画のスポーツ施策を推進していくという趣旨の考え方を示させていただきました。
　恐れ入ります、資料３－４、計画本編のほうになりますが、こちらの５ページ、下のページ番号で５ページと書いてあるところをご覧いただければと思います。このご意見を踏まえつつ、２月１６日に開催しました第４回の策定委員会におきまして、本計画におけるスポーツの概念図について改めて議論しました。計画（素案）の段階では、本計画における様々なスポーツの概念としてスポーツを分類し、具体的な協議を活動例として紹介しておりました。例えば気晴らし・楽しみの例として、社交ダンス、ボーリング、子どもとの外遊び、ペットの散歩など。競技スポーツの例としましては、野球、サッカー、陸上競技、水泳など。ニュースポーツの例としまして、ドッヂビー、モルックなど。パラスポーツの例としまして、ボッチャ、車椅子バスケットボール、ゴールボール、ブラインドサッカーなどといった具合でした。しかし、競技スポーツを緩く健康増進のためには行うこともあ

り、逆に気晴らし・楽しみに分類されている社交ダンスやボーリングを大会に出るために競技スポーツとして行うこともあります。また、ボッチャをパラスポーツに分類しておりましたが、ニュースポーツにも生涯スポーツにも当てはまると言え、同じスポーツでも実施目的や捉え方により分類が異なってくるのではないかといったようなご意見がございました。さらには、ここに具体的な競技名を出してしまうと、ここに書いていないものは対象外で、区が推奨していないとの誤解を生むのではないかとのご意見もございました。

　そこで検討した結果、本計画におけるスポーツの分類例として個々の競技、種目は記載せず、イラストを多用するなどして本計画に登場するスポーツ用語が一目で確認できるイメージ図といたしました。また、武道を一つの分類例として記載いたしました。

　以上がパブリックコメントの結果とその対応でございます。

　資料３－１に戻りまして、２の計画の概要です。恐れ入りますが、資料３－３の計画の概要版をご覧ください。

　概要版の２ページ目、計画の基本事項は記載のとおりでございます。

　３ページ目、スポーツの基本理念ですが、計画（素案）の段階でお示ししました「スポーツで輝き、つながる人と未来　希望の都心　ちよだ」としております。

　４ページ目、基本目標と成果目標も素案の段階でお示ししたものと同じになっております。基本目標１はスポーツを知る（魅力を伝える）、２はスポーツをみる（応援する）、３はスポーツをする、４はスポーツを支える、５はスポーツを楽しむための質の高い環境をつくるであり、それぞれに５年後の姿、成果目標等を設定しております。

　５ページ目以降は、五つの基本目標に対する施策、施策方針、取組名を記載しております。素案の段階からほとんど変わっておりません。

　再び資料３－１でございますが、３、計画の本編でございます。資料３－４のとおりでございますが、こちら、先ほどご説明しました５ページ目のイラスト、イメージ図が変わっておりますが、その他の部分は計画（素案）から大きく変わっておりません。ページ数が多くなっておりますので、内容の説明につきましては割愛をさせていただきます。

　再び資料３－１でございますが、４、今後の予定でございます。計画の進捗管理を行い、及び実績評価を行い、本計画の着実な実施を図るとともに次期計画につなげてまいりたいと考えております。

　ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員　この千代田区スポーツ振興基本計画、ちょっと、もう一度読ませていただいて、まず、５ページ目のところにｅスポーツの記載がございまして、共生社会実現の手段ということで記載があると思うんですが、ＥＢＰＭ、ちょっと私、先日見てみましたら、米田議員がお話しされてから、千代田区にかなりＥＢＰＭが盛んになってしまったなと。その観点からに基づきます、ｅスポーツ、私も大変すばらしいと思っていて、どんどんやっていただきたいんですが、これから行うということで費用対効果等々も頭の片隅が必要かなと思いまして、高齢者の方、障害者の方、不登校支援等々の方への具体的成果指標等々を考えていただきながら大いに活性化していただきたいと思いますが、そこら辺はいかがでございますでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　ｅスポーツ、こちらの５ページ目の計画本編の５ページ目のコラムのところに記載されておりますが、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指しまして、本計画におきましては、ｅスポーツが持つ年齢、性別、障害の有無、場所等の制約を超えて誰もが一緒に参加できる「共生社会実現のためのスポーツ」として捉えると。人々の交流促進や心身の健康増進を目的とした事業にｅスポーツを取り入れていくというふうな形で、このｅスポーツ自体、例えばどういうものがｅスポーツに該当するかしないかという、その定義づけというのが非常に難しいというふうに認識しておりまして、具体的にこの中でどれがｅスポーツで、どれがｅスポーツでないというふうなことは本計画の中では判定はしておらないところでございます。ですので、具体的にこういったものをいつまでにどういうふうに導入していくといったことは、ちょっと本計画ではなかなか取り入れるのが難しいのかなというふうに考えているところでございますが、委員おっしゃったように共生社会実現のためのスポーツということで、本当に重度の障害者の方でも指１本だけでも参加できる要素もございまして、その点は非常に取り入れるべきところがあると思いますので、今後、国や都の動向等も踏まえながら、こういったものをさらに推進していけるかどうかというのを引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○のざわ委員　どうぞよろしくお願いいたします。

　次に、１２ページ目のところに気候の変化というところがございまして、ここに熱中症と落雷対策のお話がありますが、これ、私が言うまでもなく、とっても大切なことの中で、そろそろ皆さんもご体験されていらっしゃると思うんで、事例が、熱中症が増えておりますね。例えば区として統一の、あんまり厳しくすると、またいかがなものかというのもあると思うんですが、そろそろ統一の安全基準ですとか、中止等々の判断ガイドラインというのをご作成いただくタイミングなのかな、考えていくタイミングなのかなというふうに思ったりもするんですが、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　熱中症対策につきましては、もちろんスポーツのやっている最中とかに熱中症にかかるケースが一番多いということで、スポーツとかなり関連があるところではあるんですけれども、熱中症自体は、どちらかというと病気というか、そういったような捉え方をすることもあるようで、そちらのほうは保健福祉部のほうとも十分に協議をしながら検討していかなければいけないところなのかなというふうに考えているところでございます。

　本計画におきましては、最後のほうになるんですけれども、恐れ入ります、３－４、計画本編の５６ページ目でございますが、取組番号の４４番というところに、スポーツにおける熱中症対策等の推進ということで、気候や湿度の天候等の変更に応じたグラウンドの予約キャンセルの受付やスポーツにおける熱中症対策をするための設備、備品の充実を図ることで、安全かつ安心してスポーツを行える環境を整備しますというふうな取組を掲げてございまして、これに従いまして熱中症対策のほうをスポーツの分野で充実してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○のざわ委員　どうもありがとうございます。

　次に、１８ページでございますが、ここで子どもの体力の低下の状況ということで、まだ小中学生の体力がコロナの以前に戻っていないという現状を踏まえまして、ここにもあ

りますが、児童生徒が家庭・地域・学校それぞれの運動や体力向上に継続的に取り組める環境が求められているということで、それの総合的なお考えというのがもしあったらよろしくお願いいたします。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　本計画につきましては、教育分野での子どもの体力向上、そういった教育分野での計画とはちょっと切り離して、広く区民の皆様の健康増進、Ｗｅｌｌ－Ｂｅｉｎｇの向上という視点での計画となっているところでございます。ただ、その中でもお子さんの体力の低下というのが確かにあるということで、若干ではありますけれども、その教育現場ではないんですけれども、お子さんの体力向上に資するような取組という形で幾つか記載をさせていただいておりまして、４４ページのところでございますが、子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成ということで、こちらのほうで、教育外の部分で区としてお子さんの体力の維持向上に資することができないかということで取組を掲げてございます。こういった取組を通じて教育委員会とも連携しながら、引き続きお子様の体力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。
○のざわ委員　どうもありがとうございます。
　あと、次に、今、国のスポーツのＤＸというのがこう、国でもスポーツのＤＸというようなことが、緩和が、方針が言われるようになってきたんですが、区民のスポーツの、これだけスポーツ参加していただけると参加データというのがあると思うんですが、それを匿名化で政策の改善に努められるというお考えはいかがかなと思います。いかがでしょうか。
○岩佐委員長　データをＤＸで活用することで――はい、生涯学習・スポーツ課長。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　現状の区の施設、スポーツセンター、それから外堀グラウンド等々におきましては、なかなか、もう現在、既にあるサービスということで、そちらを、しかも止めずに運用していかなきゃいけないということで、なかなか新たにそういった取組を直ちにやるというのは難しい状況なのかなと思うんですが、スポーツセンターが今、改築を予定しておりまして、新しくスポーツセンターが建て替わったときには、そういったＤＸの取組というのも推進していけるのかなというふうに考えておりまして、一応、そちらのほうも、５３ページになりますが、デジタル技術の活用ということで、取組番号３８番でございますね、スポーツセンターやグラウンドの利便性を向上するために、デジタルやＡＩ（人工知能）技術を活用した、新たな機能や取組を検討しますということで、主に新しく施設を整備する際とかに、こういったものを積極的に取り入れていくという方針を立てているところでございます。
○のざわ委員　どうぞよろしくお願いいたします。
　最後に、かなり、議員をさせていただいてちょっとぐらいの頃からお話があったんですけども、ちょっと先日は、ちょっと花火大会がどうも、すみません、なかなかいい提案ができなくて申し訳ないんですが、マラソン、お隣の区でもマラソン大会みたいなのもされていらっしゃいまして、千代田区でもマラソン大会というのはどうかなみたいなご意見もいろいろ頂くようになってきたんですが、スポーツと関係して、そういうお考えってあるのかなみたいな、いかがでしょうか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　今、計画の中には具体にマラソンというところは掲載をしていないところでございます。マラソンにつきましては、東京マラソンですとか東京レ

ガシーハーフマラソンですとか、そういった既存のマラソン、千代田区内を一部走るところもございますし、あと、皇居の周回マラソン等、自主的にやっている方もいれば、大会のようにやっている方々もいらっしゃるというところで、現状、そういった声があるかというと、我々のほうにはそういった声は上がっていないという状況でございます。仮にそういったことを検討する場合には、やはりスポーツ協会さんとよく協議して、その実施体制が本当に可能かどうか、あるいは道路の封鎖とかもしますので、そういったところが可能か、どういうコースを進むのかとか、綿密な、詳細な検討が必要になってまいりますので、ちょっと直ちに、そういったものを取り入れるのは現状難しいかなというところでございます。

○岩佐委員長　よろしいですかね。

　ほかに、ありますか。

　はい、田中委員。ごめんなさい、田中委員。

○田中委員　すみません、１点だけなんですけれども、公募意見の中の３番で、すごくいい意見を頂いていまして、この個人参加の枠があまりないということで、団体登録が前提になっているというところなんですけれども、これ、個人スポーツのものでもこういう感じになっている部分があって、ただ、外濠公園の予約なんかは別に個人でもできるということで、このスポーツセンターに限ってこういうふうに団体が基本となっているのか。そうだとしたら何がこの個人、月１で今やっていらっしゃるということなんですけれども、これだけに限られているようになっている、その個人での利用を妨げるものというのは何なのかというところをお伺いしたいと思います。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　まず、団体利用と個人利用についてなんですけども、スポーツセンターにおきましても個人開放枠というのがございまして、柔道、剣道、空手、あと、何だ、バスケとかバドミントンとか、そういった種目が幾つかございます。ただ、そちらは、ふらっと来てできるんですけれども、仲間うちで来て勝手に練習するとか、そういうのではなくて、指導員の方が必ずいて、その指導員の指示に従って、だけど個人で来て体験できますよという、そういったものをスポーツセンターのほうでもやっていますし、それ以外にも中学校の施設では、スポーツ開放という形で同じような感じでやっておりますし、そういった形で、何というんですかね、ふらっと、本当に個人で来て勝手にボールを蹴るみたいな、そういったことはちょっとさすがに運用上認められていないんです、けがのもととかにもなりますので、指導員の下、一定のルールで、個人で参加する機会というのはそれなりにあるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○田中委員　ご説明ありがとうございます。例えば学校の校庭を利用した枠というのもあると思うんですけれども、スポーツとか区民の方に利用していただける。それも団体登録がないとできないというハードルがあって、そこら辺も今後、この回答、区の考え方のところにあるように、改善していっていただけるのかどうか、お願いいたします。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　今ご指摘ございましたところ、我々の部署ではコミュニティスクールという形で、学校が利用していないときに限って地域の方々等にお貸しするという事業でやってございます。おっしゃるように団体利用が原則ということで、団体登録をしていただくということで一定の要件があるものでございます。特に学校施設ということで、個人の方で、何ていうんですかね、方々来て好きにやっていただくというふうに

なると、やはりちょっと学校の備品の問題とかですね、備品を壊してしまったりとか、そういう問題も出てくると思いますので、今のところ団体利用ということで、必ず責任を持ってその団体にその施設をきれいに使っていただくと、そういった形で運用を進めているところでございます。ただ、頂いたご意見、指摘もございましたので、ちょっと今後、何か方法がないかという形では検討させていただければと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかに。
○米田委員　スポーツ推進計画というところで、新規で障害者の水泳を入れていただきました。これは結構な課題だったと思うんで、感謝したいなと思っております。ただ、振興計画なんでこれからだとは思うんですけど、どのように取り組むか、お考えがあったらお聞かせください。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　まず今回、障害児の水泳ということで、なぜ水泳を採用したかということなんですけども、陸上競技等に比べて、溺れるという危険はもちろんあるんですけれども、転倒とか接触という事故のリスクはかなり低い。それから、水の浮力によって体の負担が軽減されるので、この障害の種類の程度にかかわらず参加しやすいという例もございます。また、その集団スポーツとかですと素早い判断を前提とする場面が多くて、なかなかその障害の特性によっては参加がしづらいと。そうした中で、水泳は浮く沈むといった基本動作から始めることができ、それほど勝敗に差もつかないという、あと水の刺激が心身をリラックスさせるという、そういったもろもろの観点から今回、障害児水泳という、採用させていただいたところであります。
　ただ、最初申し上げましたように、溺れたりするリスクというのはやっぱりかなりございます、こちらのほうは。そのために慎重に実施体制をまず気をつけていかなきゃいけないのかなということで、現在、水泳連盟さんのほうと協議をさせていただいて、どういう形であればできるかと。水泳連盟さん独自になるのか、あるいは我々でまた別にどこか違うところからちょっと手助けをしていただくのか、ちょっとこれからということでございますが、いずれにしてもこの計画が発行する令和８年度からは、まずはプレというか、実証という形で、ちょっと、少しスモールスタートという形で始めさせていただいて、さらに、どういう障害の方がいいのかと。精神障害もあれば肢体障害の方もいらっしゃるということで、そういったものもちょっと含めながら、特に参加を希望されるお子さんに関しては慎重に、慎重にヒアリングをして、どういう障害があるのかとか、どういう特性があるのかとか、そういったものを慎重に聞きながら事故のないように、まずスモールスタートでやっていきながら徐々に広げていくという、そういう方針で考えてございます。
○米田委員　ぜひともお願いしたいなと思います。今、課長おっしゃったように知的障害とか、いろんな障害があるんですけど、水泳のほうが一番向いているというのもあります。突然どこか行くとか、こういうのも避けられます。難しいように思われているんですけど、実質やっているところの指導者からすると、そこまで本来気を遣うところではないところが多々あると伺っています。水泳連盟とおっしゃっていただいていましたけど、また違うところもおっしゃっていましたけど、やっているところをよくヒアリングしていただいて、小さいところからかも分からないんですけど、障害をお持ちのご家庭の方、相当期待しておりますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　はい。ご指摘を踏まえまして、障害の度合いとか、それから種類がありますので、必ずしもその年度にその家庭のお子様を受け入れられるかどうかというところはまたちょっと何とも申し上げられないところでございますが、ご期待に沿うように極力多くの方を受け入れられるように頑張ってまいりたいというふうに思います。
○岩佐委員長　はい。よろしいですか。
　ほかにご質疑、大丈夫ですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　それでは、質疑を終了いたします。
　次に、（３）新スポーツセンター基本計画について、理事者からの説明を求めます。
○沖田施設整備担当課長　それでは、新スポーツセンター基本計画につきまして、地域振興部資料４－１に基づきご説明させていただきます。
　本件につきましては、今年度は検討会を設置しまして、基本計画を作成する旨のご報告をいたしましたが、今般、素案として取りまとめましたので本日ご報告をさせていただくものでございます。
　項番１の背景でございます。新たなスポーツセンターの整備に向けては、平成３０年に基本構想（素案）を作成しまして、令和３年度に現地建て替えとすることを決定いたしました。
　また、昨年度は、基本構想（素案）の時点更新と周辺公共施設との連携可能性について検討を行いまして、基本構想として取りまとめたところでございます。
　今年度は、その基本構想に掲げるコンセプトの実現に向けて、基本計画（素案）として取りまとめを行いました。
　次に、項番２の新スポーツセンター基本計画の内容についてです。本日は基本計画の本編と要約版をご用意しておりますけども、大変ボリュームが多くなっておりますので、要約版である資料４－３を中心に、ポイントを絞ってご説明させていただきたいと存じます。
　恐れ入りますが、資料の４－３をご覧いただけますでしょうか。２ページ目の検討経緯でございます。主に昨年度からの検討経緯を記載しております。
　表中の昨年２月２１日ですが、東京都との合築については、昨年度末に東京都に協議書を送付しておりまして、その結果、４月１８日に東京都からの回答を得ております。このことから今年度は合同整備を前提に検討を進めておりまして、４月に基本構想の公開に合わせて意見募集を実施しまして、４月、失礼しました、９月からは学識経験者や団体関係者で構成する基本計画検討会を開始しております。
　また、１１月にはスポーツ協会の加盟団体等にアンケート調査を行いまして、新たなスポーツセンターに求める機能や規模等についても意見を聴取しております。
　あわせて、東京都の協議も実施しまして、今般、基本計画（素案）として取りまとめておるところでございます。
　３ページ目になりますけども、本計画の位置づけですが、第４次基本構想に掲げる目指すべき姿を上位理念としまして、千代田区スポーツ振興基本計画を中心に、その他分野別計画との連携・整合を図りまして、国の関連計画等も参酌しながら本計画を策定するもの

でございます。
　また、４ページ目でございますけども、基本構想で示した基本構想のコンセプトですとか基本方針を再掲しております。
　５ページ目でございます。建設地の特徴ですけども、江戸期は鎌倉河岸があった場所でもあり、人々の交流や活動が感じられる活気とにぎわいのあるまちとして形成されたところでございます。また、神竜小学校が開校した場所でもありまして、歴史のある場所となっております。
　６ページ目でございますけれども、まちづくりの動向を紹介しております。
　７ページ目では、建設地につきましては、今後は首都高の地下化が予定されているエリアとなっております。スポーツセンターの前の高速道路は２０４０年をめどに撤去される予定です。こうしたことから将来の整備を見据えて、親水空間・歩行者ネットワークが求められる地域となっております。
　おめくりいただきまして、８ページ目でございます。東京都の土地を一体的に活用した場合の想定の敷地のエリアをお示ししておるものでございます。
　９ページになりますけども、建設の建物ボリュームについてですが、今回建設する建物の規模は、おおむね延べ床面積５万平米程度を想定しております。昨年度は道路斜線ですとか隣地斜線制限などの斜線制限によるボリュームを検討しておりましたけども、基本計画のフェーズに入りまして、より詳細な検討を行いまして、建物の高さ、天空率の算定を行い、大臣認定の取得が不要な６０メーター以下の高さを採用しております。こうすることで設計の難易度ですとか事業期間の縮減効果を図っているところでございます。
　１０ページ目に参りまして、フロア配置についてでございます。主競技場は大空間となることから、最上階に配置する計画としております。また、スポーツセンターと都の機関では利用者層が異なることから、東西方向にコアと呼ばれるエレベーター、階段を配置することで動線を明確に分離する計画としております。
　１１ページ目でございます。施設配置ですけども、大手町と神田エリアを結ぶエリアであることから、歩行者動線ですとか日本橋川のにぎわい創出に向け、敷地内や建物内の動線も確保していく計画としております。
　恐れ入ります、１２ページ目に参りまして、１２ページ目から１４ページ目につきましては、主要諸室の計画を掲載しております。今回配置する主な諸室を幾つかご紹介いたしますと、（１）の主競技場は国内基準のサイズとしまして、バスケットボールコートですとかバレーボールコート３面を確保する規模を計画しております。また、現在２面の観覧席をロの字に配置しまして、スポーツをする人だけでなく、見る機能も拡充をしてまいります。
　そのほか、３番、５番、６番のプールですとか、柔・剣道場、弓道場は国内基準のサイズを確保してまいります。
　また、新規で整備する主な諸室としましては、（２）のサブアリーナですとか（３）の幼児用のプール、それから（１９）番もありまして、交流空間等を配置し、利便性の向上や利用者の幅を広げていく計画としております。
　なお、今回の計画では主競技場が最上階に配置されることから、柔・剣道場を避難所として位置づけております。

駆け足で恐縮です、１５ページ目をご覧いただけますでしょうか。施設の建物構成ですけども、フロアの配置の割当てにつきましては、スポーツセンターは主に上層部に配置をいたします。また、中層階に都の機関と生涯学習機能を整備しまして、下層階にはプールですとか柔・剣道場を配置する予定としております。加えて、建物、敷地の東側に空地がございますので、こちらの広場を整備する予定でございまして、施設との連携を図っていくことを計画しております。

１６ページから１９ページでございますけども、ＤＸの導入検討ですとか環境計画におきましてはＺＥＢ　Ｒｅａｄｙ相当を目指す環境配慮、それから、１８ページに参りまして、ユニバーサルデザインの計画と、様々計画等ございますけども、これらの計画を遵守しながら施設整備の計画を進めていく予定でございます。

２０ページに参りまして、1、事業費でございますけども、本施設は用途が異なる大規模な複合施設であることから建築事例が少ない計画のため、事業費は次年度の設計段階で精査したいと考えております。

また、２０ページから２２ページにかけましては、事業方式について紹介をしております。従来方式やＤＢＯ、ＰＦＩ方式に加えまして、昨今、ほかの自治体でも採用し始めているＥＣＩ方式を含めて比較検討しております。ＥＣＩは、実施設計の段階から施工者を選定しまして、技術協力をもらうことで工期短縮ですとか整備費の縮減が図れるだけでなく、入札不調対策としても期待する手法でございます。事業手法については、令和８年度から基本設計段階において最適な方式を選定する予定でございます。

２３ページに参りまして、最後の――失礼しました。最後は整備スケジュールでございますけども、地下の掘削量ですとか昨今の建築事情などを踏まえまして、基本構想の策定から約１３か月スケジュールを延ばしている計画としております。

改めまして、資料４－１にお戻りいただけますでしょうか。今後のスケジュールにつきましては、本委員会後、3月5日号の広報紙でパブリックコメントを実施する旨を周知いたします。

また、第５回目の基本計画検討会を開催した後、計画を策定したいと考えております。

また、次年度は、引き続き東京都と合同整備に向けた協議を行うとともに、代替施設の検討や基本設計業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

駆け足でございますが、説明は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。説明いただきました。質疑を受けます。

○永田委員　このスポーツセンターというのは、どうしても何かこう、企業スポーツの拠点のようになってしまっていて、区民スポーツという部分の利用率も含めて、少し東京都の施設のようになってしまっていると思うんです。今回、水道局や主税局のような都の施設も合築になってくると思うんです。その辺の建築コストの割合とか、そういうのはこれからの調整になると思うんですけども、やっぱり東京都全体の利益になるような施設でもあるので、例えば財調の対象になるとか、そういったような視点というのは区としてどのように方針を持っているんでしょうか。

○沖田施設整備担当課長　今回の計画の事業費につきましては、まさにこれから東京都と費用負担等を検討していくところでございます。先ほどご指摘ございましたとおり、本施設につきましては、区民のみならず在学者と在勤者等の利用も多いところでございます。

区民の利用率につきましては５０％から６０％程度というふうになっておりまして、区民以外の方の利用もされているというところでございます。そのような状況から東京都と引き続き協議を進めてまいりまして、施設整備費の費用割合等も検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
○岩佐委員長　よろしいですか。ほかに。
○秋谷委員　永田委員のおっしゃったとおり、区民の方がなるべく使いやすいように、そういう団体の登録のほうもそうなんですけれども、もう少し区民の方を優先してあげてもいいのかな、いろんな施設ですけど、その点もちょっと役所には考えていただきたいなというのが１点、これはお願いというか。
　もう一個、ちょっとまだ早いんですけど、体育館で、すごい今、バスケットボールが３面あって、バレーも３面取れていて、ラインの引き方で、いろんな体育館へ行くんですけど、たまにすごく見づらい、線が何個も何個も重なっちゃって、視覚障害者の方もいますし、その点は区内の競技人口の多い順というか、利用の多い順なりなんなり、ちゃんと優先順位をしっかりつけて、そういったところの整備もしていただければなと思うんですけれども、早めにちょっとお願いしておこうかなと。その点、いかがでしょうかね。
○沖田施設整備担当課長　１点目の区民の利用がしやすいようにということで、こちらにつきましては現施設でも同様でございますけれども、運営等も工夫をしてまいりたいというふうに考えております。
　２点目のコートの線でございますけれども、確かに様々な競技が主競技場でも行われるということで様々な線が引いてありまして見づらいというふうなご意見も頂いているところでございます。いろいろと事例等を調べながら、区民の方が分かりやすい、そういったラインの引き方等もいろいろと研究を進めてまいりまして、新たな施設整備のほうに生かしていきたいというふうに考えております。
○秋谷委員　あと、もう一点なんですけども、また、オリンピックはしばらく来ないとは思うんですけど、世界大会とかが行われた場合に、プロの体育館とかだと、上に載せて、こう、板というか、コートを造った、立派な会場を造れるようになっているんですね、その何ていうんですかね、ふだん使っているコートじゃなくて、その上に１枚コートを重ねて、それでプロのちゃんとしたコートを造ったりするんですけども、そういったプロの方たちが来て、千代田区でもスポーツをやってもらえるような環境のためにも、そういった施設整備というのは、ちょっと難しいかもしれないんですけど、ちょっと検討の中には入れておいていただけたらなと思うんですけれども。
○岩佐委員長　施設整備担当課長。違う。
○秋谷委員　分かったかな。
○沖田施設整備担当課長　すみません、施設整備担当課長です。
　先ほどスポーツ振興基本計画でもございましたけれども、見るというような、そういった機能も拡充をしていくということで計画のほうには書かれているところでございます。今般、新たな施設整備に当たりましては、観覧席を２面だけではなくて、ロの字に整備をするということで、見るという機能も拡充をしてまいるところでございます。そうしたところから、プロの方を呼べるのかというところはありますけども、いろいろとですね、今後、運営で指定管理者とするのか等も含めて検討しながら、いろいろな工夫が図れるのか

というところも引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。
　また、コートに一面の何か敷いて床材を守るかというところもあるかと思いますけども、プロの方が利用するときには、そういったしつらえ等も必要なのかどうかも含めて、今後事例等を研究してまいりたいと思います。
○秋谷委員　あと１点です、すみません。
○岩佐委員長　まとめて、まとめて、秋谷委員。
○秋谷委員　あと、車椅子は対応可能なんでしょうか。
○沖田施設整備担当課長　今回整備するスポーツセンターですけども、今回の基本計画の中にも記載をさせていただきました。メインアリーナとサブアリーナにつきましては車椅子の競技ができるような床材を検討するということで計画しておるところでございます。
○岩佐委員長　米田委員。
○米田委員、今、秋谷委員がおっしゃったとおり、車椅子もやれるということで、あの計画表を見たときに安心しました。オリ・パラの特別委員会でも言っていたんで、いいことかなと思っています。ただ、会場だけじゃなくて、特別委員会でも見に行ったんですけど、通行する動線、あとトイレ、シャワー室、これも車椅子仕様になっておりました、見に行ったところ。こういうのもしっかり整備しないといけないんですけど、この辺の考えも大丈夫ですか。
○沖田施設整備担当課長　現施設につきましては、車椅子の方が入り口を入れないとかという課題もございまして、今持っている課題を解決するということで、新スポーツセンターについては整備の検討を進めているところでございます。各諸室に行くに当たっての動線につきましても、エレベーター等で円滑に移動できるようなことも考えておるところでございます。
○米田委員　いいよ、それで。
○岩佐委員長　いいですか。
○米田委員　はい。
○岩佐委員長　ほかに大丈夫ですか。
　はい、はやお副委員長。（発言する者あり）じゃあ、のざわ委員。
○のざわ委員　この意見募集に関しまして、そのご意見を承りますということ、意見募集なんで大丈夫だと思うんですけど、再度、このご質問、何か、私、一番、私の中では多かったんで、特に千代田区スポーツ協会様は新年会でもいろいろ教えていただくので、改めまして、もう会長を中心に皆様のご意見を頂いていると思うんですが、その方も含めまして、ご周知の徹底をお願いしたいのと、その中で特に、ちょっとここに書いていなかった柔道場と剣道場に関しては、防具とか柔道着を置いておくスペースを広くお願いしますとか、あと弓道場は関係ないんですけど、こっち造っているときに、その弓道場がなくなっちゃうんで、どこかに、近くに弓道場をお願いしますみたいなお話もあったんで、そこも含めていかがでしょうか。
○沖田施設整備担当課長　今般、基本計画をつくるに当たりまして、この基本計画検討会を設置しております。そちらの委員の名簿ですけども、本編の４１ページに記載をさせていただいておるところでございますが、関係の団体者としまして、千代田区スポーツ協会の会長にご参加を頂いているところでございます。そうしたことから、加盟団体のほうの

ご意見も吸い上げていただきながら、この検討会でご発言を頂いているものと考えております。

また、途中にスポーツ協会の加盟団体にもアンケートを実施しまして、団体のほうからもご意見を頂いているところでございます。具体的に利用に当たっては、各諸室、こういうふうにしたほうがいいのではないかといった、そういったご意見もあるかと思いますので、パブリックコメントも実施していることも、今後、第５回目の検討会がございますので、そういった場を通じてご案内を差し上げていきたいと思っております。

また、２点目のご質問の防具入れ等のご案内でございますけども、各諸室でどういった機能が必要になるかということにつきましては、今後、検討を詳細にしていきたいというふうに思っております。利用者の目線でどういった機能があると使い勝手がよくなるか等のヒアリング等も必要になるのかなと思いますので、ご指摘の防具入れ等を含めまして、施設整備に当たり、どういった附帯機能が望まれるかというところをヒアリングしてまいりたいというふうに考えております。

○のざわ委員　もうあと二つ、すみません。もう一つは、１８ページのところに避難所として、柔道場・剣道場が避難所として位置づけということで、これ、その避難のご対象になる方々、地区とか、方々へのそのご案内の周知はぜひお願いさせていただきたいのと、こちらの、ここは空調に関しまして、３０ページ目に書いてあると思うんですが、その避難所のところの空調も、そのお使いになる方々、全体的なんですけど、の方々も含めた空調の設備をよろしくお願いいたしますと思うんですが、いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長　避難所に関することにつきましては災害対策・危機管理課のほうとなりますけども、現在、千代田区のホームページで確認しますと、令和５年４月現在で、スポーツセンターエリアの避難所の想定生活者数は約３６０名というふうに記載がございます。主競技場、現在は1,２００平米弱に対しまして、新たなスポーツセンターで今後整備する剣道場・柔道場を避難所と位置づける予定でございますけども、同程度以上の規模となりますので、その点はご安心いただければと思いますし、また、その旨、ご案内を差し上げるよう関係所管とも連携してまいりたいというふうに考えております。

また、空調方式につきましても、現状、機器等の劣化等がございまして、現施設においては空調の効きが悪いというような、そういったご意見も頂いているところでございますけれども、新たな施設整備に当たりましては、省エネルギー性能効果等も踏まえまして、空調設備方式の採用を、新たな整備の採用をしてまいりたいというふうに考えております。

○のざわ委員　最後に、３７ページのこのＥＣＩ方式、これ、今お話の中では工期ですとか費用が従来の方式と比較して短縮できる可能性があるやに聞こえたんですけど、もう一度、これ、新しくどーんと出てきましたんで、教えていただける範囲内でよろしくお願いいたします。

○沖田施設整備担当課長　ＥＣＩに関するご質問でございます。ＥＣＩにつきましては、アーリー・コントラクター・インボルブメントの略でございまして、早期施工者参加型といった、そういった意味になります。設計段階から施工予定者が参画しまして、施工の実施を前提として設計に対する技術協力を行うものとなっております。設計の段階から施工者の協力ですとか提案を受けられることから、施工時の手戻りとかですとかがなくなりまして事業期間の短縮を見込めることですとか、事業費の縮減効果なども期待できるという

ところでございます。都心型の建築の難易度を踏まえた発注や、昨今の入札の不調対策なども期待できるというような、そういった手法として考えられるものでございます。今回につきましては、こういった手法もあるということで、ご紹介をさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長　よろしいですか。はい。

ほかに。

○はやお副委員長　まず、ここのところに入っていないのが、まず、どういうふうにスポーツセンターを造るかということだから、今の段階はあれなんですけど、一番、いろいろな体育協会のほう、スポーツ、何だっけ。（「協会」と呼ぶ者あり）協会、スポーツ協会のほうの懸念していることが、できるまでの間の移行期間、この現地建て替えに伴う、その施設の閉鎖期間をどうするかということが非常に心配されるということなんですよ。ここのところについて、逆に言うと、区民であれば、そういう施設がなくなることによって、そのスポーツができないことによる健康面とかということも出てくるでしょう。その辺のところはどう、今の段階では出ていないけれども、どういうふうな手続・手順で、段階論でここのところを決めていくスケジュールなのかお答えいただきたい。

○沖田施設整備担当課長　建設期間中の代替施設についてのご質問でございます。建設期間中、活動が継続できるようにということで我々のほうも今考えているところでございまして、区内の大学ですとか民間施設、あるいは近隣のスポーツセンター等も活用しながら事業継続を図れるように考えていきたいというふうに思っております。具体的には来年度、代替施設については検討していくところでございますけれども、どういった競技が、利用率が高いかとか、どういった場所でスポーツ協会が今活動しているのか等もヒアリングをしながら、連携がどこと図れるか等も含めて検討を深めていきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長　まあ、そうでしょう、大学のところも。でも、みんなそれぞれ既存の事業があるでしょうから。そしてまた、私なんかはどっちかというと、中央区のほうの浜町のほうなんか、非常に設備が整っているんですよね。今、たしか改修しているかもしれない。でも、まあ、そういうように近隣の区との調整もあるから、そんな悠長な話をしていられない話なんですよ。でも、まあ、ないものをね、答えろ答えろと言っても、ないものを答えられないから、でも可及的速やかにそれを整理しないと、みんなが不安になってしまって、一番のところは、じゃあ、こういうのが分かったよ、だからそこはちょっと整理を早急にしてください。また、委員会のほうにも報告していただきたいということ。

それと、あともう一つは、今度は合同庁舎ということになるので、ページのところだとどこだったかな、ちょっと、えっ、と思ったのは、同じフロアの中で、都の施設のほうで、１４ページか、あるんですね、東とか、都有施設っていうのと、スポーツセンターというのが同じフロアになるところもあると書いてあるわけですよ。この辺のところについては、現実、フロアごとに分けるんではなくて、フロアで東西に分けるという可能性があるということなのか、まず、そこを答えていただきたい。

○沖田施設整備担当課長　１点目の代替施設の検討につきましては、適宜委員会のほうにもご報告を差し上げたいというふうに考えております。

２点目の施設の計画についてですけども、現状、東京都の機能につきましては、どうい

った機能が入るか等も含めて協議を進めているところでございますけども、我々のほうとしましては、一番最上階から下の階までスポーツセンター並びに生涯学習機能を、連続性を持たせて整備をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても東京都の機関がどこかに入らなければならないということで、ワンフロア、あ、失礼しました、どこかのフロアで東京都とスポーツセンターの機能が一緒に配置されるということは出てくるのかなというふうに思っています。

　一方で、今回、このコアの示し方をお示ししましたけども、階段とかエレベーター等の動線を分けることで、それぞれの利用者層は異なることから、動線の確保をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長　和泉小学校のところは合築で、ここのところがかなり問題だったもんですから、まだ早いのに建て替えという話にもなったんですね。ですから、ここを確認するのは、合同施設であるということによってセキュリティーを守らなくちゃいけないということと利便性というのは意外と二律背反することなんですよね。今、本当にさっきの動線が取れるかどうかという話もあるから、ここのところについては十分検討していただくということで、また、ここはまたやるとまた建て替えなんていうことはないだろうとは思うけど、非常にシビアな話。ですから、その辺のところをちょっと留意しているか、どこまで留意しているのか。

○沖田施設整備担当課長　今回、動線を分けるということ、それからセキュリティーを確保するということにつきましては、我々区側だけではなくて、東京都のほうも気にはされているところでございます。そのようなことから、どのようなフロア構成にするのかというところも含めまして、現在、協議中でございます。今後、整備する計画につきましては、今ご指摘の点も踏まえまして、セキュリティー確保並びに動線の確保をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても利用者の方が使いやすい施設を計画してまいりたいというふうに考えております。

○はやお副委員長　あと、いろいろな文化財だったか、歴史的な保管しているのが地下にあったと思うんだよね、視察したことあるけど。あれのところはどこかに移設するとかということは、合同庁舎のほうだよ、都税のほうのところの地下を千代田区が借りていて、そこに相当いろんなものが、埋蔵物みたいなものがそこに入っているんだけど、そこをどういうふうに、移設するのか、ここに入れるのか、そこのところはどう検討されているのか。

○沖田施設整備担当課長　現状、東京都の合同庁舎のところに入っております内神田収蔵庫でございますけども、今回、新たに整備する施設につきましても同様に整備をしていきたいというふうに考えております。新スポーツセンター基本計画の２０ページのところ、（２１）番のところに、今回も同規模の収蔵機能を持った倉庫として計画するということでお示しをしているところでございます。

○はやお副委員長　はい、最後。

○岩佐委員長　はい、はやお副委員長。

○はやお副委員長　先ほどものざわ委員のほうからも質問がありましたように、いろいろな事業方式があるという話の中で、最終的にはほとんどスケジュールが変わらない結果を出しているんですね。そういう中で、どういうふうに今後、検討を整理していくのか。普

通、ＰＦＩだとかってやるということになると、我々のほうの職員たちの手はかけずに、財源もほとんど要らないで相手側に渡すという形でやってもらうという形ですから、その方式がほとんどなんですよね。それだけど、スケジュールがおんなじだったら、どういうふうに保っていったらいいのか。これは財政のほうとも関係してくるのか、あ、財政じゃない、企画か。企画のほうにも関係してくることなんだろうけれども、この辺のところについて、全く同じだったらば、どういうふうに全庁的に調整していくというふうな話になっているのか答えていただきたい。

○沖田施設整備担当課長　今回お示しをしております各事業手法のスケジュールにつきましては、供用期間は今同じというふうな形にしております。では、どういった点でこの事業手法を選ぶかということでございますけども、今回、区と東京都との合同整備ということで、それぞれの機能を具体的に整理をする必要があるかどうかという点も含めて、まずこの手法を決める必要があるかなと思っております。従来方式やＥＣＩ方式につきましては、発注方法のところで仕様発注というふうになっております。仕様発注とすることで具体的な機能等を明示することができるという点が１点ございます。一方で、ＤＢＯ方式、ＰＦＩ方式につきましては性能発注ということで、要求水準等を書いて発注する方式でございますので、そういった手法が適当かどうかということも含めて、都と協議を進めていきたいと思います。

　もう一点、どのような点でこの事業手法を決めるかということにつきましては、資金調達という面もあるかと思います。さらには、それらの資金調達を踏まえて、それぞれの事業手法がどれだけの効果があるのかという点も判断基準になるかというふうに考えておるところでございます。

○はやお副委員長　事業計画の規模が見えていないことだからあれなんですけれども、既に和泉小の移転建て替えが２００億ぐらいかかる可能性が出てきちゃっているわけですよ。その財政計画の見直しも含めてですから、これは単なる一部署の検討で収まる問題ではないので、この辺のところについて、今、どうのこうのって答えても答えられないんだろうけれども、そちらのほうの企画なのか、これだったら財政のほうになるのか、その辺を含めて、今、どういうふうに有機的に連携を取っていくというふうに考えているのか、そこはお答えいただきたい。

○小菅企画課長　ただいまの施設の整備手法について、全庁的にどう検討していくかといったところのご質問かと思います。先ほど施設整備担当課長のほうから、それぞれの手法のメリットだとか、そういったところにはご説明させていただいたとおりなんですけども、副委員長ご指摘のとおり、様々な手法がある中で、当然、費用が大きくなってくれば、例えばＰＦＩで財政負担の平準化をどう図っていくかですとか、あるいは手法によっては、その後の人員体制といったところでも影響がございます。当然、所管課のほうが中心になってこの事業手法を検討していくんですけれども、その中で民間開放の在り方の取りまとめを行っている企画課、あるいは工事の部分では技術的な部分だったり、そういったところのセクション、あるいは契約のセクションであったり、先ほど申し上げた財政負担といったところでは財政課であったりですとか、庁内様々なセクションが連携をしながら検討していかなければいけないというふうには考えておりますので、組織目標管理レク等の会議体等もございますので、庁内連携を図りつつ検討のほうは進めてまいりたいと考えてご

ざいます。
○前田財政課長　ただいま庁内連携については企画課長が申し上げたとおりでございます。
　また、財政の見込みにつきましては、こちら金額等について、幾らか区としての負担を今後見据えていかなければならないといった中では、区の仕事のあらまし、中期の見通しの中ではお示しをというふうに考えているところでございます。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○はやお副委員長　はい、いいです。
○岩佐委員長　ほかに質疑ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。
　それでは、（４）（仮称）、あ、違った、失礼しました。（３）新スポーツセンター基本計画についての質疑を終了します。
○岩佐委員長　暫時休憩します。
午後２時４９分休憩
午後２時４９分再開
○岩佐委員長　委員会を再開します。
　次に、（４）（仮称）新九段生涯学習館基本構想（素案）に対するパブリックコメントの結果について、理事者からの説明を求めます。
○沖田施設整備担当課長　それでは、（仮称）新九段生涯学習館基本構想（素案）に対するパブリックコメントの結果につきまして、地域振興部資料５－１に基づき、ご説明させていただきます。
　本件につきましては、令和７年１２月１９日の当委員会において素案をご説明いたしまして、パブリックコメントを実施する旨をご報告いたしました。今回、パブリックコメントを実施し、その結果をまとめましたので、ご報告をさせていただきます。なお、素案の修正等はございません。
　では、項番１の概要でございます。前回の当委員会でご説明しましたとおり、新たな生涯学習館の整備に当たり、その基本的な考え方を検討するものでございます。あ、失礼しました、その基本的な考え方を検討するため、学識経験者や団体関係者で構成する（仮称）新九段生涯学習館基本構想検討会を設置しまして、検討会を進めてまいりました。今般、新九段生涯学習館基本構想（素案）に対するパブリックコメントを実施したものでございます。
　次に、項番２、パブリックコメントの結果概要です。
　（１）募集期間は、令和８年１月５日から１月１９日まで意見募集を行いました。
　（２）意見募集の方法及び（３）周知方法については記載のとおり、持参、郵送、ファクス、メール、区ホームページ送信フォームで実施しておりまして、広報紙１月５日号、区ホームページ、区役所、出張所窓口や九段生涯学習館で周知を行っております。
　（４）意見提出者数や（５）意見数でございますが、２名の方から計４名のご意見を頂いております。
　（６）提出された意見と区の考え方につきましては、資料５－２をご覧いただければと存じます。ご意見につきましては原文のまま掲載をしておりますので、誤字等があります

けども、ご容赦いただきたいと思います。

頂いた主なご意見を分類しますと、意見番号１と４では、今回整備を予定している談話スペースに関するご意見でございまして、民間企業へ委託すること等によりまして開館時間を長くしてほしいといったご意見を頂きました。また、意見番号１と２では、利便性の向上のため、ロッカーを設置することや今後の利用者の増加の対応として、保健師の常駐を求めるご意見がございました。これらのご意見につきましては、次年度以降に運営に関する検討も行うため、今後の運営に当たっての参考とさせていただきたいと考えております。

その他、意見番号３で、屋上に菜園を造ってほしいとのご意見がございましたので、関係部署と共有をしてまいります。

資料５－１にお戻りいただきまして、項番３の今後のスケジュールでございますけども、第５回の基本構想検討会を実施する予定でございます。

また、パブリックコメントの結果につきましては、本日の委員会報告後、広報紙３月２０日号でその旨のお知らせをするとともに、区ホームページで公表する予定としております。

今回の素案につきましては、今後、最終的な内容確認を経て基本構想として策定し、区ホームページに公表したいと考えております。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○永田委員　生涯学習館建て替えに伴い、今の指定管理者も一旦終了するということになると思うんですけども、新たな指定管理者、または募集するときは先にするにしても、これまでの指定管理者の積み上げてきた経験値の引継ぎ、あるいは今、スポーツセンターと一緒にすぽすたちよだということで一体で運営していると思うんですけども、その辺はどういう形になるんでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長　指定管理者の運営ということで私のほうから回答させていただきます。

両施設、ちよだすぽすたみらいということで、これまでずっと生涯学習館とスポーツセンターの運営をお願いしてきたというところで一定程度の蓄積もございますし、生涯学習館の事業とスポーツセンターの事業も合わせて、すぽすたちよだ――すぽすたクラブ、すみません、ちょっと名前を忘れちゃったんですけども、そういう新たな取組というかサービスも行っているところでございます。そういった蓄積されたものにつきましては、もちろん次の施設の運営のほうにも反映させていくような方針で考えているところでございます

○岩佐委員長　ちょっと暫時休憩します。

午後２時５４分休憩

午後２時５４分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。
　ほかに、この生涯学習館についての質疑はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　大丈夫ですか。はい。
　それでは、（４）（仮称）新九段生涯学習館基本構想（素案）に対するパブリックコメントの結果についての質疑を終了いたします。
　以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。
　政策経営部（１）令和８年度組織整備（案）について、理事者からの説明を求めます。
○小菅企画課長　それでは、私のほうから政策経営部資料９に基づきまして、令和８年度の組織整備（案）についてご報告させていただきます。
　まず、資料に入る前に今回の組織整備でございますけれども、条例改正を伴うような部の新設ですとか改廃といったところの変更はございません。そのため、議案ではなく、ご報告とさせていただいております。
　本日、資料のほう、別紙のほうで新旧対照表のほうも添付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。
　それでは、整備内容についてご説明申し上げます。
　２番の（１）子ども部になりますけれども、課長の新設と廃止がございます。まず、虐待リスクの対応ですとか発達障害など、一人一人のニーズへの対応といったところで、児童福祉に関する支援ニーズの多様化などに対応するため、「子どもの居場所づくり担当課長」を、こちらは児童・家庭支援センターのほうになりますけれども、新たに配置をいたします。また、子育て教育ビジョンをまとめるなど、教育政策に関する部内横断的な喫緊の課題への対応について一定の整理がされましたため、「教育政策担当課長」のほうは廃止いたします。
　次に、（２）番、環境まちづくり部になります。こちら、今回は部内における体制の見直しとして、質の高い住環境整備、あるいはアフォーダブル住宅の整備ですとか、事務所から住宅へのコンバージョンなど、住宅施策とまちづくりとの連携をより一層強化しまして、一体的に推進していくため、住宅課をまちづくり担当部長の担任事務に変更するものでございます。
　次に（３）番、政策経営部となります。まず１点目、様々な災害リスクに全庁的に対応していくため、災害対策及び危機管理について専門性を備えた「災害対策・危機管理担当部長」を新設いたします。また、区民ニーズや課題が複雑化する中で、基本はこれまで同様に所管課同士で連携をしっかり取っていくといったところが基本になりますけれども、部横断的な調整等を行う体制を強化し、社会の変化が激しく、また複雑化する課題に対応していくため、新たに「企画調整担当課長」のほうを設置いたします。
　加えて、労働力の減少、あるいは転職などの人材の流動化といったところ、人材を取り巻く状況が変化する中で、業務量ですとか定数、あるいは採用といった様々な課題を改めて整理していくために、人事行政の体制を強化しようといったところで、新たに「人事計画担当課長」のほうを設置いたします。
　以上が令和８年度の組織整備案となりますけれども、全体ではご説明申し上げたとおり部長ポストのほうが１増、課長ポストのほうが３増１減で、トータル２増となっておりま

す。来年度、令和８年度は、ただいま申し上げた整備内容によりまして各取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。
　報告は以上となります。
○岩佐委員長　はい。ご報告いただきました。質疑を受けます。
○米田委員　子どもの居場所づくりとか、重要なことかなと思っております。子どもの居場所づくり担当課長については、学校とか福祉団体とか、そういったところの連携をどのようにとっていくのか、まずお聞かせいただけますか。
○小菅企画課長　まず、この新たな担当課長の所掌のする業務なんですけども、今、児童・家庭支援センターで行っている例えば児童センターですとか児童館ですとか学童クラブ一時ですとか、また新たに中高生の居場所づくりといったところで、今申し上げたようなところを主に担当していくことになりますけれども、これまで児童・家庭支援センターの所長が多岐にわたる業務を担当していたところを、まさにこの担当課長が入って、居場所づくりという観点で、今申し上げたような様々な団体施設との連携を深めていくといったところで、今まさにご指摘いただいたような趣旨のところでも強化されるのかなというふうに考えております。
○米田委員　不登校対策とか居場所づくりになってきたら重要なことになってくると思うんで、すみ分けをうまく、まず、やっていただきたいなと思います。あとはまちづくりのほうもそうなんですけど、さっき、今、課長が言っていたアフォーダブルもコンバージョンも含めて、こういったことも重要と認識しています。あと、災害対策も重要だと思っております。最後おっしゃっていただいていましたけど、部長が１人増えて、課長が計３か。（発言する者あり）トータルに。うん。それはもう大いに結構なんですけど、今、兼務されている担当課長も多いですし、兼務されている部長も多いと。また、４月に退職される管理職の方もいらっしゃいますと。それはほかの外部人材を活用されるかどうか分からないないですけど、もうそれこそ、人事課のところかも分からないですけど、人数は足りているのか、大丈夫なのかという心配はあるんですけど、その辺りはいかがでしょうか。
○小菅企画課長　例えば、人が、要は配置されるのかといったご質問かと思います。当然、組織担当としましては、様々な課題を捉えて、そこへのポスト設置が必要といったところでまず配置をさせていただいているところはご理解いただければと思います。また、その上で来年度、実際にそこに人が就くのかどうかといったところは人事に関わるところでございまして、数のところもあり、なかなか、今、確定的なところは、なかなか申し上げにくいといったところもあります。まさに午前中、管理職のなり手不足といったところのご議論も様々頂いている中でございます。ただ、その上で、今回この組織整備、予算もそうですけど、予算、組織、あるいは人事のほうと連携を取りながら、まさに課題があるのでこういったポストを配置しているといったところで、基本は配置することを想定して調整してきたところでございますけれども、最終的な調整の中で、兼務ですとか、そういった様々な形になり得るというところは、現時点ではご理解いただければと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　米田委員。
○米田委員　ご無理なさらないようにと。これ、決して否定しているわけじゃないですよ。大丈夫かなと思うんで、今でもそこに２本立っている方も結構いらっしゃるんで、（「３

本ぐらい」と呼ぶ者あり）そう。こういうことのないように、できればね、働き方改革という言葉もありますから、しっかりやっていただいて。いただきたいと。心配して言ってるだけですよ。はい。
○中根人事課長　はい。ご心配いただきまして、ありがとうございます。ご期待に沿えるのが最善だとは当然思っておりますし、せっかくつくった職ですので、その職に管理職、実際に就いていただいて、その担任事務をこなし、実際に担当していただいて成果を上げていただくのが最良だということは重々分かっておりますが、人に限りもあるのも事実でございますので、今の段階で、必ず全部、ちょっと企画課長が申し上げたとおり、全ポストが必ず配置できるとは限らないというのは、確かにおっしゃるとおりですので、できる限り兼務とか事務取扱とかがないような形になるように、最善を尽くしたいと思います。
○岩佐委員長　ほんと、何かどーんと任せておけみたいな答弁が欲しかったんですけど。よろしいですかね。
○米田委員　はい。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　ほか、よろしい。はやお副委員長。
○はやお副委員長　まあ、米田委員が話したように、兼務だとかなんとかというのは大変なことだろうと。また、それだけ部署をつくるということは、結局組織とお金というのは計画の中の、具現化しているものなわけですよ。ですから、そこのところの今日のお話で、分かりましたと。ただ、一つだけ分かりにくいのが、住宅のところなんですよ。住宅のところが何が分からないかというと、やはりここはかなり、樋口区長の目玉、アフォーダブルだとか、いろいろ、事務所を住宅に変えるとか、また私はさらにプラスというのは、総合子育て施策の一環として、そこを、厚みを、例えば家賃の補助を、厚みをしていかなくちゃいけないんだという話もしてきたと思っているんですね。そうしたときに、果たしてまちづくりなのかというところを感じるんですよ。というのは何かといったら、もっと総合調整していかなくちゃいけないといったところからしたときに、あえてまちづくりに住宅を置くのか、逆に、今のところでありながら、もっと調整役として置くのかということはどういうふうに検討されてここになったのか、お答えいただきたい。
○小菅企画課長　はい。今のご質問、全庁的な調整、推進という話かなというふうに思います。先ほどご説明申し上げましたとおり、今回この住宅課をまちづくりにといったところは、まちづくり部内での連携というところで先ほどご説明申し上げました。今ご指摘いただいたように、子どももそうですし、質の高い住環境といったところでは、例えば高齢者の部分も関わってきたりですとか、本当に全庁的にこの住環境というものをどう整備していくか、整えていくかといったところはあろうかと思います。そういったところで、この部以外の部横断的な連携、もしかすると、まちみらいも含めてかもしれないですけども、そこはしっかり連携を図っていかなければいけないというところは認識しております。その横断的な事項がまさに増えているというところで、ここの企画調整担当課長が担当するかどうかは別として、そういった横断的な対応が必要といったところを、課題認識を持っているといったところがまさに今回組織整備にも表れているといったところがございますので、繰り返しになりますけれども、ただいま頂いた子どもなり高齢者なり、様々なところが関わってきますので、そういったところはご指摘を踏まえまして、今後検討のほうは

していきたいというふうに思います。
○はやお副委員長　何かというと、住宅課というのは、既存業務もすごくたくさんあるんですよ、企画業務というよりも。それとあと、私が随分言っていて、ちょうど前任者の部長もいるけれども、結局は麹町仮住宅のところの地下の件だって、それっぱなしになっちゃっているんですよ、はっきり言って。というのは何かといったら、そういう山積している中で、通常業務と企画業務みたいなことまでやらされるのかということを言いたいんです。と言ったときに、どういうふうに体制を取っていくのかということを考えてくださいよ。通常の組織じゃないんですよ、こういうときになったときに、やっぱり、区長がここまでアナウンスメントしているんであれば、普通だとプロジェクトマネジメントという形でみんなが出てきて、普通、副区長クラスがこのことの整理をしなかったら、できないんですよ。それも、そこで評価権があるとかって。そういうような組織論の在り方ということについても考えていかないと、ただ、絵に描いた餅の推進体制になってしまうので、その辺のところについてはどのように考えているのかお答えいただきたい。
○小菅企画課長　はい。ご指摘のとおり、まさに区営住宅はじめ日々の業務に加えて、まさにこういった、来年度予算として、ある種、目玉としても出ているアフォーダブルですとか、そういったところを担っていくといったところで、非常に業務が増えていくといったところはご指摘のとおりかと思います。まあ、もちろんポスト以外のところで人員の配置をどう行っていくかといったところもございますし、そこの、様々な、再開発に限らず建物単体の機能更新、リノベーションも含めてですけど、そこをまさに連携を取っていくことで、効果的、効率的に進めていけるといったところもあろうかと思います。また、かなり多岐にわたるといったところでご指摘もありましたので、ちょっとこの企画部門での全庁的にどういう体制を取って、この住宅課だけでなく全庁的に進めていけるかといったところは課題として受け止めさせていただいて、体制についてはしっかりとご指摘は受け止めさせていただいて考えていきたいなというふうに思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　はい。ほかにこの件について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　それでは、（１）令和８年度組織整備（案）について質疑を終了し、日程２、報告事項を終わります。
　日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　執行機関から何かございますか。
○赤海コミュニティ総務課長　それでは、私のほうから、姉妹提携を結んでおります群馬県嬬恋村にございます、嬬恋の宿あいさいについてご報告させていただきます。
　これまで区民の皆様にご利用いただいてまいりましたけれども、今年度いっぱい、３月末をもって閉館するということが決まったという旨、嬬恋村から連絡がございました。つきましては、この場をお借りして当委員会でご報告させていただくものでございます。なお、このことにつきましては、広報千代田３月５日号、それから同じ日に区のホームペー

ジで周知を図ってまいりたいと思っているところでございます。
　ご報告は以上でございます。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
　この件について、何か質疑とかありますか。大丈夫ですか。
　はやお副委員長。
○はやお副委員長　これは確認なんですけど、たしか、移管するに際して、千代田区サイドのほうも、いろいろな話合いの中で、大分改修工事もやったと。当初、おトイレ等々も部屋に造るようにしたということなんですけど、この辺のところについてはある程度一定程度の期間が過ぎたから、役割を果たしたとか相手のほうのビジネスベースのいろんな話もあるんでしょうけど、そこら辺のところをもう少し詳しくお答えいただきたい。
○赤海コミュニティ総務課長　こちら、ほぼ１０年前に嬬恋村と千代田区の協定でしたでしょうか、（発言する者あり）譲渡契約という形で建物を譲渡しております。このときに、改修費用と、それから、あそこ、国有林地、林野でございますので、もしも将来的に解体をする場合には原状復帰が求められるということで、そういったことに関して、費用面での負担をさせていただいたところでございます。
　また併せて、その譲渡を差し上げるときに、譲渡する際に、契約の中で今後１０年間は宿としてやっていただくということと、併せて区民の皆さんの宿泊に供していただきたいと。これはちょっと別口になるんですけども、区民宿泊助成の適用もさせていただくということでお約束をしてきたところでございます。今般、これまで指定管理で嬬恋村は運営していたんですけども、なかなか指定管理者さんのほうも運営が非常に厳しくなってきたということは多少聞いてはいたところでございました。それに併せて嬬恋村と指定管理者で協議をしているというようなことも聞いていたところなんですけれども、指定管理が今年度いっぱいで終了することをもってということだと推察しているところでございますが、閉館をするという判断に至ったという状況でございます。
○はやお副委員長　分かりました。
○岩佐委員長　よろしいですかね。はい。
　ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、まだ、ほかにその他で何かございますか。
○永見総合窓口課長　それでは、総合窓口課より、３月９日午前中、証明書のコンビニ交付サービス休止について、口頭でご報告を申し上げます。
　３月９日、システムメンテナンスのために、６時３０分からお昼の１２時まで、証明書コンビニ交付サービスを休止いたします。発行休止は全ての証明書でございます。システムメンテナンスは戸籍の標準化移行に伴うものでございますが、この標準化移行に伴う証明書コンビニ発行休止は、予定されているものは３月９日の午前中で完了をする予定でございます。
　ご報告は以上でございます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　この件について何か質疑ありますか。大丈夫ですかね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。
　また、次に、その他、何かありますか。
○武笠文化振興課長　区立図書館の指定管理者募集について、口頭でご報告をさせていただきます。
　区立図書館の指定管理期間が令和８年度で満了することから、新たに選定を行います。指定期間は令和９年度から５年間を予定し、４月から募集を行う予定でおります。
　ご報告は以上でございます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　この件について、何か質疑ございますか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。
　ほかに、まだその他ございますか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　九段生涯学習館及びスポーツセンターの指定管理者の指定期間の延長につきまして、口頭でご説明いたします。
　九段生涯学習館及びスポーツセンターの指定管理者、現在、ちよだすぽすたみらいというコンソーシアムでございますが、こちらの現在の指定期間は令和４年度から令和８年度、つまり令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間であるため、指定管理期間の最終年度であります令和８年度中に令和９年度以降の指定管理者を選定する必要がございます。
　指定管理者の指定議案の提出は、遅くとも前年の第３回定例会で行うこととされているため、令和８年、つまり本年の第３回定例会に上程する必要がございますが、現時点で仮施設が決まっていないため、募集要項、要求水準等の検討や予算要求、概算指定管理料の算定、選定委員会の立ち上げといった準備作業に着手できない状況が続いてございます。公募の場合ですと、準備作業及びその後の事業者の選定に約１０から１２か月程度かかるということから、本年の第３回定例会に公募での議案を上程するのは大変難しいというふうに考えてございます。このため、現在の指定管理者による指定期間を１年延長し、令和９年度末までにしたいと考えております。具体的な手続といたしましては、非公募により現在の事業者であるちよだすぽすたみらい選定し、令和９年９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１年間を指定期間とする議案を上程したいと考えてございます。
　ご説明は以上でございます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　この件について、質疑ございますか。大丈夫ですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。
　ほかに何かございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　ない。なさそうですよね。はい。
　それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。長時間、本当にお疲れさまでした。
午後３時１５分閉会